

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名

題名を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改めるものとする。

第二 総則

一 目的

この法律は、船舶油濁等損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁等損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「燃料油条約」とは、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいうものとする。

2 この法律において「難破物除去条約」とは、二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約をいうものとする。

3 この法律において「燃料油等」とは、燃料油、潤滑油その他の船舶の航行のために用いられる油で政令で定めるものをいうものとする。

4 この法律において「難破物」とは、海難により生じた次のいずれかに該当するものをいうものとする。

(1) 沈没し、若しくは乗り揚げた船舶又はその一部

(2) 海上において船舶から失われた物で、沈没し、乗り揚げ、又は漂流しているもの

(3) 沈没又は乗揚げのおそれがある船舶（必要な救助が行われていないものに限る。）

5 この法律において「船舶油濁等損害」とは、タンカー油濁損害、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害をいうものとする。

6 この法律において「一般船舶等油濁損害」とは、次に掲げる損害又は費用をいい、タンカー油濁損害に該当するものを除くものとする。

(1) タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる我が国の領

域内又は排他的経済水域内における損害

(2) タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる燃料油条約の締約国である外国の領域内又は燃料油条約第二条(a)(ii)に規定する水域内における損害

(3) (1)又は(2)に掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

7 この法律において「難破物除去損害」とは、我が国の領域内若しくは排他的経済水域内又は難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定により通告を行つたものの領域内若しくは難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内における難破物の位置の特定等に要する費用の負担により生ずる損害をいい、タンカー油濁損害又は一般船舶等油濁損害に該当するものを除くものとする。

8 この法律において「保険者等」とは、次に掲げる者をいうものとする。

(1) この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

(2) この法律で定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者

等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

- (3) この法律で定める難破物除去損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

(第二条関係)

第三 一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限

- 一 一般船舶等油濁損害が生じたときは、船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責任を負うものとする。

(第三十九条第一項関係)

- 二 燃料油条約の規定により管轄権を有する外国裁判所が一般船舶等油濁損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は、その効力を有するものとする。

(第三十九条第二項関係)

- 三 一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負う船舶所有者等の責任の制限については、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の定めるところによるものとする。

(第四十条関係)

第四 一般船舶等油濁損害賠償保障契約等

- 一 一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていなければ航海に従事してはならない船舶の範囲を拡

大するものとする。

(第四十一条及び第四十二条関係)

二 一般船舶等油濁損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができるものとする。

(第四十三条関係)

三 一般船舶等油濁損害に関し、その他必要な規定を設けるものとする。

第五 難破物除去損害賠償責任

一 難破物除去損害が生じたときは、船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(第四十七条関係)

二 一の規定に基づく訴えは、難破物が我が国の領域内又は排他的経済水域内において生じたときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(第四十八条関係)

第六 難破物除去損害賠償保障契約等

一 保障契約の締結強制

1 難破物除去損害賠償保障契約が締結されていなければ、タンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が三百トン以上のものに限る。以下「第一種特定船舶」という。）で日本国籍を有するものは、全て

の航海に従事させてはならないこととし、一般船舶（総トン数が百トン以上三百トン未満のものに限る。以下「第二種特定船舶」という。）で日本国籍を有するものは、国際航海に従事させてはならないものとする。こと。（第四十九条第一項関係）

2 難破物除去損害賠償保障契約が締結されていないならば、日本国籍を有しない第一種特定船舶及び第二種特定船舶は、本邦内の港に入港等してはならないものとする。こと。（第四十九条第二項関係）

二 難破物除去損害賠償保障契約は、難破物除去損害の賠償により船舶所有者に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とするものとする。こと。（第五十条関係）

三 難破物除去損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができるものとする。こと。（第五十一条関係）

四 難破物除去損害に関し、その他必要な規定を設けるものとする。こと。

第七 雑則

一 国土交通大臣に保障契約情報を通報しなければならない特定船舶の範囲を、総トン数が三百トン以上のタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶とするものとする。こと。（第五十八条関係）

二 国土交通大臣は、港湾法その他法令の規定により除去その他の措置が必要となつた難破物に係る難破物除去損害賠償保障契約に関し報告をさせ、又は当該契約が締結されていることを証する資料の提出を求めることができるものとする事。

(第五十九条第二項関係)

三 日本国籍を有するタンカー又は一般船舶の船長は、難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定による通告を行つたものの領域内等に難破物が生じた海難に遭遇したときは、船舶所有者の氏名等を、遅滞なく、当該外国に報告しなければならないものとする事。

(第六十一条関係)

四 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、船舶所有者その他の者に対し、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実及び国際約束の適確な実施の確保を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができるものとする事。

(第六十三条関係)

第八 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、燃料油条約及び難破物除去条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第七条から第十五条まで関係)

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶油濁等損害賠償保障法

「第五章 責任制限手続（第三十一条―第三十九条）

第六章 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条の二・第三十九条の三）

目次中 第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約（第三十九条の四―第三十九条の八）

を

第八章 雑則（第四十条―第四十四条）

第九章 罰則（第四十五条―第五十条）

第五章 タンカー油濁損害に係る責任制限手続（第三十一条―第三十八条）

第六章 一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条・第四十条）

第七章 一般船舶等油濁損害賠償保障契約等（第四十一条―第四十六条）

第八章 難破物除去損害賠償責任（第四十七条・第四十八条）

に改める。

第九章 難破物除去損害賠償保障契約等（第四十九条―第五十四条）

第十章 雑則（第五十五条―第六十四条）

第十一章 罰則（第六十五条―第七十条）

第一条中「船舶に積載されていた油によつて船舶油濁損害」を「船舶油濁等損害」に、「船舶油濁損害の賠償等」を「船舶油濁等損害の賠償」に改める。

第二条第十二号を同条第二十三号とし、同条第十一号中「タンカー油濁損害賠償保障契約」の下に「一般船舶等油濁損害賠償保障契約若しくは難破物除去損害賠償保障契約」を加え、同号を同条第二十二号とし、同条中第十号の二を第二十一号とし、第十号を第二十号とし、第九号を削り、第八号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 保険者等 次に掲げる者をいう。

イ この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠

償の義務の履行を担保する者

ロ この法律で定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

ハ この法律で定める難破物除去損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

第二条第七号の二中「一般船舶油濁損害」を「一般船舶等油濁損害」に、「いう」を「いい、タンカー油濁損害に該当するものを除く」に改め、同号イ中「一般船舶」を「タンカー又は一般船舶」に、「燃料油」を「燃料油等」に改め、同号ロ中「イ」の下に「又はロ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる燃料油条約の締約国である外国の領域内又は燃料油条約第二条(a)(ii)に規定する水域内における損害

第二条第七号の二を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 難破物除去損害 我が国の領域内若しくは排他的経済水域内又は難破物除去条約の締約国である外

国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定により通告を行つたものの領域内若しくは難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内における次に掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害をいい、タンカー油濁損害又は一般船舶等油濁損害に該当するものを除く。

イ 難破物の位置の特定

ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他法令の規定又は難破物除去条約第六条の規定による決定により難破物の除去その他の措置が必要となつた場合における当該難破物の標示

ハ ロの場合における当該難破物の除去その他の措置

第二条第七号を同条第十五号とし、同条第六号イ中「の油」を「の原油等」に、「すべて」を「全て」に、「当該油」を「当該原油等」に、「油に」を「原油等に」に改め、「（貨物）」の下に「又は燃料」を加え、「油又は燃料油」を「原油等」に、「第七号の二イ及び第三十九条の五第一項第二号において」を「以下」に、「排他的経済水域等」を「排他的経済水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。以下同じ。）内若しくは責任条約の締約国で

ある外国の責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第五号の三及び第五号の四を削り、同条第五号の二中「一般船舶所有者等」を「船舶所有者等」に改め、「一般船舶の」を削り、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 船舶油濁等損害 タンカー油濁損害、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害をいう。

第二条第五号ただし書中「次号において」を「以下」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第四号の二中「油」を「原油等」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「油」を「原油等」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第三号及び第三号の二を削り、第二号の二を第三号とし、同号の次に次の五号を加える。

四 燃料油条約 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

五 難破物除去条約 二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約をいう。

六 原油等 原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。

七 燃料油等 燃料油、潤滑油その他の船舶の航行のために用いられる油で政令で定めるものをいう。

八 難破物 海難により生じた次のいずれかに該当するものをいう。

イ 沈没し、若しくは乗り揚げた船舶又はその一部

ロ 海上において船舶から失われた物で、沈没し、乗り揚げ、又は漂流しているもの

ハ 沈没又は乗揚げのおそれがある船舶（必要な救助が行われていないものに限る。）

第三条第一項中「油が」を「原油等が」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第二項中「油に」を「原油等に」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第四項中「責めに任じない」を「責任を負わない」に改め、同項第六号中「第二条第六号ロ」を「前条第十四号ロ」に改める。

第五条中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改める。

第十二条第二項中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

第十三条第一項中「油の」を「原油等の」に改め、同条第二項中「油」を「原油等」に、「に入港」を「（東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この項において「特定海域」という。）を含む。第五十九条第一項を除き、以下同じ。）に入港（特定海域への入域を含む。以下同じ。）」に、「出港」を「出港（特定海域からの出域を含む。以下同じ。）」に改める。

第十四条第一項中「油の」を「原油等の」に、「油に」を「原油等に」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に、「てん補する」を「填補する」に改め、同条第二項中「てん補し」を「填補し」に改め、同条第三項中「てん補する」を「填補する」に改める。

第二十条中「油」を「原油等」に改める。

第三十条の三中、「第二十五条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する前条第一項」と」を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 タンカー油濁損害に係る責任制限手続

第三十一条及び第三十六条第一項中「第二条第六号ロ」を「第二条第十四号ロ」に改める。

第三十七条の二中「第三十五条中「前条第三項」とあるのは「第三十七条の二において準用する前条第三項」と、前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第三十八条の表第十三条、第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項の項中「第十三条、」を削り、「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改め、同項の前に次のように

加える。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十八条において準用するこの法律
------	------	---

第三十八条の表第十八条の項中「第三項又は第五項」を「又は第三項」に、「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改め、同表第三十条第二項の項を次のように改める。

第三十条第二項	の供託の日	の規定による決定に基づき供託する日
---------	-------	-------------------

第三十八条の表第四十七条第一項の項の次に次のように加える。

第四十八条第一項	責任制限手続が	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害（以下「船舶油濁等損害」という。）に係る責任制限手続が
	責任制限手続開始の時又は責任制	船舶油濁等損害に係る責任制限手続開始

	限手続拡張の時	の時又は船舶油濁等損害に係る責任制限 手続拡張の時
--	---------	------------------------------

第三十八条の表第四十八条第二項の項を次のように改める。

第四十八条第二項	船舶油濁等損害賠償保障法	この法律
	同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十四号に規定するタンカー油濁損害

第三十九条を削る。

第六章の章名中「一般船舶油濁損害賠償責任」を「一般船舶等油濁損害賠償責任」に改める。

第三十九条の二の見出しを「（一般船舶等油濁損害賠償責任）」に改め、同条第一項中「一般船舶油濁損害」を「一般船舶等油濁損害」に、「燃料油」を「燃料油等」に、「一般船舶の一般船舶所有者等」を「タンカー又は一般船舶の船舶所有者等（燃料油条約第一条第三項に規定する船舶の管理人及び運航者を含む。以下この章及び第四十三条において同じ。）」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同項第三号中「一般船舶所有者等」を「船舶所有者等」に改め、同条第二項中「並びに第四条」を「、第四条並びに第

十条から第十二条まで」に、「一般船舶油濁損害」を「一般船舶等油濁損害」に、「一般船舶に」を「タンカー又は一般船舶に」に、「油」を「原油等」に、「燃料油」を「燃料油等」に改め、「同項及び同条第三項中」を削り、「一般船舶所有者等」を「タンカー又は一般船舶の第三十九条第一項に規定する船舶所有者等（以下「船舶所有者等」という。）」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同項、第十条及び第十一条中「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者等」と、第十条及び第十一条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」と、第十二条第一項中「責任条約」とあるのは「燃料油条約」に改め、第六章中同条を第三十九条とする。

第五十条各号中「第三十九条の六」を「第四十四条及び第五十二条」に改め、同条を第七十条とし、第四十九条を第六十九条とする。

第四十八条第一号中「第三十九条の六」を「第四十四条及び第五十二条」に改め、同条第二号中「又は第三十九条の七第一項」を「、第四十五条第一項又は第五十三条第一項」に改め、同条第三号中「又は第三十九条の七第二項」を「、第四十五条第二項又は第五十三条第二項」に改め、同条第五号中「第四十一条の二

第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第六号中「第四十一条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条第七号中「第四十一条の二第三項」を「第五十八条第三項」に改め、同条第八号及び第九号中「第四十二条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十 第五十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

第四十八条を第六十八条とする。

第四十七条第一号中「又は第三十九条の四第一項」を「、第四十一条第一項又は第四十九条第一項」に改め、同条第二号中「又は第三十九条の四第二項」を「、第四十一条第二項又は第四十九条第二項」に改め、同条第三号中「第三十九条の六」を「第四十四条及び第五十二条」に改め、同条第四号中「第三十八条」の下に「、第四十三条第六項又は第五十一条第六項」を加え、同条第五号中「第四十二条の二第二項」を「第六十条第二項」に改め、同条を第六十七条とする。

第四十六条中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第六十六条とする。

第四十五条第一項中「第三十八条」の下に「、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項」を加え、「

「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第六十五条とする。

第九章を第十一章とする。

第八章中第四十四条を第六十四条とする。

第四十三条の二の見出しを「(指導等)」に改め、同条中「国土交通大臣は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、「船舶油濁損害」を「船舶油濁等損害」に、「関係者」を「被害者その他の者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の者に
対し、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実及び国際約束の適確な実施の確保を図るため必要な指導、助
言及び勧告をすることができる。

第四十三条の二を第六十三条とし、第四十三条を第六十二条とする。

第四十二条の二第一項中「又は第三十九条の四」を「、第四十一条」に、「第三十九条の七」を「第四十
五条又は第四十九条若しくは第五十三条」に改め、「ときは、」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「船
長又は所有者等」を「区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 タンカー 船長又はタンカー所有者

二 第四十一条第一項第一号又は第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶（一般船舶に限る。）

） 船長又は船舶所有者

三 第四十一条第一項第二号又は第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 船長又は船舶所有者等

第四十二条の二を第六十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（締約国への報告等）

第六十一条 日本国籍を有するタンカー又は一般船舶の船長は、難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定による通告を行つたものの領域内又は難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内に難破物が生じた海難に遭遇したときは、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者の氏名又は名称、難破物の位置その他の国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、当該外国に報告しなければならない。ただし、当該タンカー若しくは一般船舶の船舶所有者等その他国土交通省令で定める者又は当該海難に遭遇した他の船舶が報告をしたことが明らかなど

きは、この限りでない。

2 前項に規定するタンカー又は一般船舶の船長は、同項本文に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項、第五項若しくは第七項又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の二の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については、前項の規定による報告をすることを要しない。

第四十二条第一項中「又は第三十九条の七各項」を、「第四十五条各項若しくは第五十三条各項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、港湾法その他法令の規定により除去その他の措置が必要となつた難破物に係るこの法律で定める難破物除去損害賠償保障契約に関し報告をさせ、又は当該契約が締結されていることを証する資料の提出を求めることができる。

一 我が国の領域内又は排他的経済水域内における難破物に係る第四十九条第一項第一号に規定する第一

種特定船舶 船舶所有者

二 我が国の領域内における難破物に係る第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 船舶所有者等

第四十二条を第五十九条とする。

第四十一条の二第一項中「（一般船舶にあつては、特定海域への入域を含む。以下同じ。）」を削り、「二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供している」を「総トン数が三百トン以上の」に、「第四十八条第六号」を「第六十八条第六号」に、「又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約（以下この章）を」、「一般船舶等油濁損害賠償保障契約又は難破物除去損害賠償保障契約（次条第一項及び第六十条第一項）に改め、「事項（以下）の下に「この項及び第三項において」を加え、同条第二項中「当該特定船舶のタンカー所有者若しくは一般船舶所有者等（以下この章において単に「所有者等」という。）又は船長若しくは所有者等の代理人」を「次の各号に掲げる当該特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 タンカー タンカー所有者又は船長若しくはタンカー所有者の代理人

二 総トン数が千トンを超える一般船舶 船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人
三 総トン数が千トン以下の一般船舶 船舶所有者等又は船長若しくは船舶所有者等の代理人
第四十一条の二を第五十八条とする。

第四十一条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(最高裁判所規則)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第四十条を第五十五条とする。

第八章を第十章とし、第七章の次に次の二章を加える。

第八章 難破物除去損害賠償責任

(難破物除去損害賠償責任)

第四十七条 難破物除去損害が生じたときは、当該難破物除去損害に係るタンカー又は一般船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負う。ただし、当該難破物除去損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 戦争、内乱又は暴動により生じたこと。

二 異常な天災地変により生じたこと。

三 専ら当該船舶所有者及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 専ら国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵かにより生じたこと。

2 第三条第三項、第四条及び第十条の規定は、難破物除去損害の賠償について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあり、及び同条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第四十七条第一項」と、同項及び同条中「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者」と読み替えるものとする。

(難破物除去損害賠償請求事件の管轄)

第四十八条 前条第一項の規定に基づくタンカー又は一般船舶の船舶所有者に対する訴えは、難破物が我が国の領域内又は排他的経済水域内において生じたときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 第十一条の規定は、前項の訴えについて準用する。

第九章 難破物除去損害賠償保障契約等

(保障契約の締結強制)

第四十九条 次の各号に掲げる船舶は、当該船舶についてこの法律で定める難破物除去損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一 タンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が三百トン以上のものに限る。以下この章において「第一種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの 全ての航海

二 一般船舶（総トン数が百トン以上三百トン未満のものに限る。以下この章において「第二種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの 国際航海

2 前項第一号に掲げる船舶以外の第一種特定船舶及び同項第二号に掲げる船舶以外の第二種特定船舶は、これらについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（保障契約）

第五十条 保障契約は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める場合において、その賠償の義務の履行により第一種特定船舶所有者等（第一号に掲げる船舶にあつては船舶所有者をいい、第二号に

掲げる船舶にあつては船舶所有者等をいう。次項及び第三項において同じ。）に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

一 第一種特定船舶 当該第一種特定船舶の船舶所有者が当該第一種特定船舶による難破物除去損害の賠償の責任を負う場合

二 第二種特定船舶 当該第二種特定船舶の船舶所有者等が当該第二種特定船舶による難破物除去損害（我が国の領域内における第二条第十七号イからハまでに掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害に限る。）の賠償の責任を負う場合

2 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならない。

3 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている難破物除去損害の額が、当該契約に係る第一種特定船舶又は第二種特定船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該第一種特定船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（次条第三項において「責任限度額」という。）に満たないものであつ

てはならない。

4 保障契約（第一種特定船舶に係るものに限る。）は、難破物除去条約第十二条第六項の規定に適合する限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならぬ。

（保険者等に対する損害賠償額の請求等）

第五十一条 第四十七条第一項の規定による第一種特定船舶の船舶所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、第一種特定船舶の船舶所有者の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、保険者等は、第一種特定船舶の船舶所有者が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に対抗することができる。

3 第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等は、当該損害賠償額の支払に係る債権について、この法律で定めるところにより、責任限度額まで、責任を制限することができる。

4 第八条から第十条まで、第十六条及び第四十八条第一項の規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。この場合において、第八条中「タンカーごと」とあるのは「第一

種特定船舶（第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶をいう。）ごと」と、「タンカーに係るタンカー所有者」とあるのは「第一種特定船舶に係る船舶所有者」と、第十条中「タンカー油濁損害」とあるのは「難破物除去損害」と、第十六条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第四十七条第一項」と、「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者」と読み替えるものとする。

5 第三十一条及び第三十二条の規定は、第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における難破物除去損害に係る責任制限手続について準用する。この場合において、第三十一条中「、本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二条第十四号ロに規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する」とあるのは、「専属する」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における難破物除去損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十一条第六項において準用するこの法律
第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第五十一条第六項において準用するこの法律
第十七条第一項	船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等	保険者等
第二十八条第一項第四号	船舶、救助船舶又は救助者	タンカー又は一般船舶
第四十八条第一項	責任制限手続が	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害（以下「船

第六十条	第五十七条	第四十八条第二項	
と物の損害に関する債権との別 内容並びに人の損害に関する債権	と物の損害に関する債権との別 の内容及び人の損害に関する債権	船舶油濁等損害賠償保障法 同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害	責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時
内容	及び制限債権であるときは、その内容	号に規定する難破物除去損害	この法律 船舶油濁等損害に係る責任制限手続開始の時又は船舶油濁等損害に係る責任制限手続拡張の時
			船舶油濁等損害」という。()に係る責任制限手続が

第六十一条第二項	内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容
第七十条第二項	事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて	事項を

(保障契約証明書に関する規定の準用)

第五十二条 第十七条から第十九条までの規定は、第一種特定船舶又は第二種特定船舶に係る保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは「第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶（難破物除去条約の締約国である外国の国籍を有するものを除く。）」又は同項第二号に規定する第二種特定船舶」と、「保障契約を」とあるのは「同項に規定する保障契約（以下単に「保障契約」という。）を」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「第五十条」と読み替えるものとする。

(保障契約証明書の備置き)

第五十三条 次の各号に掲げる船舶は、前条において準用する第十七条第一項に規定する書面（以下この条において「保障契約証明書」という。）が備え置かれているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一 日本国籍を有する第一種特定船舶 全ての航海

二 日本国籍を有する第二種特定船舶 国際航海

2 次の各号に掲げる船舶は、当該各号に定める書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

一 前項第一号に掲げる第一種特定船舶以外の第一種特定船舶 保障契約証明書、難破物除去条約の締結国である外国が交付した当該第一種特定船舶について保障契約が締結されていることを証する難破物除去条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した難破物除去条約第十二条第十四項に規定する証明書の記載事項を記載した書面

二 前項第二号に掲げる第二種特定船舶以外の第二種特定船舶 保障契約証明書

3 第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当

該保障契約が第二種特定船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて保障契約証明書に代えることができる。

(適用除外)

第五十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める船舶については、適用しない。

一 この章（前条第二項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定 外国が所有する第一種特定船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないもの

二 この章の規定 外国が所有する第二種特定船舶

第三十九条の八中「この章の規定は、外国が所有する一般船舶」を「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める船舶」に改め、同条に次の各号を加える。

一 この章（前条第二項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定 外国が所有する第一種特定船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないもの

二 この章の規定 外国が所有する第二種特定船舶

第七章中第三十九条の八を第四十六条とする。

第三十九条の七の見出し中「に相当する書面」を削り、同条第一項中「日本国籍を有する一般船舶」を「次の各号に掲げる船舶」に、「第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面」を「第十七条第一項に規定する書面（以下この条において「保障契約証明書」という。）」に、「国際航海」を「当該各号に定める航海」に改め、同項に次の各号を加える。

一 日本国籍を有する第一種特定船舶 全ての航海

二 日本国籍を有する第二種特定船舶 国際航海

第三十九条の七第二項中「前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する」を「次の各号に掲げる船舶は、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる第一種特定船舶以外の第一種特定船舶 保障契約証明書、燃料油条約の締約国で

ある外国が交付した当該第一種特定船舶について保障契約が締結されていることを証する燃料油条約の

附属書の様式による書面又は外国が交付した燃料油条約第七条第十四項に規定する証明書の記載事項を

記載した書面

二 前項第二号に掲げる第二種特定船舶以外の第二種特定船舶 保障契約証明書

第三十九条の七第三項中「前二項の」を「第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前項（第二号に係る部分に限る。）の」に、「一般船舶所有者等」を「第二種特定船舶の船舶所有者等」に、「てん補し」を「填補し」に改め、「及び費用の支払」、「前二項に規定する」及び「に相当する書面」を削り、同条を第四十五条とする。

第三十九条の六の見出しを「（保障契約証明書に関する規定の準用）」に改め、同条中「一般船舶に」を「第一種特定船舶又は第二種特定船舶に」に、「一般船舶」と、第十八条第一項中「次条」とあるのは「第三十九条の六において準用する次条」を「第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶（燃料油条約の締約国である外国の国籍を有するものを除く。）又は同項第二号に規定する第二種特定船舶」と、「保障契約を」とあるのは「同項に規定する保障契約（以下単に「保障契約」という。）を」に、「前条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十九条の五第一項中「次に掲げる損害のいずれをもてん補する」を「次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める場合において、その賠償の義務の履行により第一種特定船舶所有者等（第一号に掲げる船舶にあつては船舶所有者をいい、第二号に掲げる船舶にあつては船舶所有者等をいう。次項及び第三項において同じ。）に生ずる損害を填補する」に改め、「及び費用の支払」を削り、同項各号を次のように改める。

一 第一種特定船舶 当該第一種特定船舶の船舶所有者が当該第一種特定船舶に積載されていた燃料油等による一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負う場合

二 第二種特定船舶 当該第二種特定船舶の船舶所有者等が当該第二種特定船舶に積載されていた燃料油等による一般船舶等油濁損害（第二条第十六号ロに掲げるものを除く。）の賠償の責任を負う場合

第三十九条の五第二項中「一般船舶所有者等」を「第一種特定船舶所有者等」に、「てん補し」を「填補し」に改め、「及び費用の支払」を削り、同条第三項中「一般船舶所有者等の第一項第一号に掲げる損害（同項各号に掲げる損害以外の一般船舶所有者等に生ずる損害を含むことができる。）をてん補する」を「第一種特定船舶所有者等の損害を填補する」に、「額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任制限法」を「

一般船舶等油濁損害の額が、当該契約に係る第一種特定船舶又は第二種特定船舶ごとに、責任制限法」に、「一般船舶所有者等が」を「第一種特定船舶所有者等が」に、「以下この条」を「次条第三項」に改め、「であつてはならず、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないもの」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 保障契約（第一種特定船舶に係るものに限る。）は、燃料油条約第七条第六項の規定に適合する限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならぬ。

第三十九条の五を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保険者等に対する損害賠償額の請求等）

第四十三条 第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定による第一種特定船舶の船舶所有者等の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、第一種特定船舶の船舶所有者等の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、保険者等は、第一種特定船舶の船舶所有者等が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に対抗することができる。

3 第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等は、当該損害賠償額の支払に係る債権について、この法律で定めるところにより、責任限度額まで、責任を制限することができる。

4 第八条から第十条まで及び第十六条の規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。この場合において、第八条中「タンカーごと」とあるのは「第一種特定船舶（第四十条第一項第一号に規定する第一種特定船舶をいう。）ごと」と、「タンカーに係るタンカー所有者」とあるのは「第一種特定船舶に係る船舶所有者等（第三十九条第一項に規定する船舶所有者等をいう。以下同じ。）」と、第十条中「タンカー油濁損害」とあるのは「一般船舶等油濁損害」と、第十六条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」と、「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者等」と読み替えるものとする。

5 第三十一条及び第三十二条の規定は、第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続について準用する。この場合において、第三十一条中「第二条第十四

号ロ」とあるのは、「第二条第十六号ハ」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十三条第六項において準用するこの法律
第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第四十三条第六項において準用するこの法律
第十七条第一項	船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等	保険者等

<p>第二十八条第一項第四号</p>	<p>船舶、救助船舶又は救助者</p>	<p>タンカー又は一般船舶</p>
<p>第四十八条第一項</p>	<p>責任制限手続が</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害（以下「船舶油濁等損害」という。）に係る責任制限手続が</p>
<p>第四十八条第二項</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法 同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害</p>	<p>この法律 船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十六号に規定する一般船舶等油濁損害</p>
	<p>責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時</p>	<p>船舶油濁等損害に係る責任制限手続開始の時又は船舶油濁等損害に係る責任制限手続拡張の時</p>

第二十九条の四第一項中「日本国籍を有する一般船舶（総トン数が百トン以上のものに限る。以下この章

において同じ。)は、これ」を「次の各号に掲げる船舶は、当該船舶」に、「一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「一般船舶等油濁損害賠償保障契約」に、「国際航海(本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。)」を「当該各号に定める航海」に改め、同項に次の各号を加える。

一 タンカー又は一般船舶(いずれも総トン数が千トンを超えるものに限り、その航行に際し燃料油等を用いることを要しないものを除く。以下この章において「第一種特定船舶」という。)で日本国籍を有するもの 全ての航海

二 一般船舶(総トン数が百トン以上千トン以下のものに限り、その航行に際し燃料油等を用いることを要しないものを除く。以下この章において「第二種特定船舶」という。)で日本国籍を有するもの 国際航海(本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。)

第三十九条の四第二項中「前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、これ」を「前項第一号に掲げる船舶以外の第一種特定船舶及び同項第二号に掲げる船舶以外の第二種特定船舶は、これら」に改め、「(東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。))及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域(以下この項及び第四十一条の二第一項において「特定海域」という。))を含む。第三十九条の七第二

項において同じ。）」、「（特定海域への入域を含む。同項において同じ。）」及び「（特定海域からの出域を含む。同項において同じ。）」を削り、同条を第四十一条とする。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 一般船舶等油濁損害賠償保障契約等

第三十九条の三の見出しを「（一般船舶の船舶所有者等の責任の制限）」に改め、同条中「一般船舶油濁損害」を「一般船舶等油濁損害」に、「責めに任ずる一般船舶所有者等」を「責任を負うタンカー又は一般船舶の船舶所有者等」に、「一般船舶所有者等の」を「船舶所有者等の」に改め、第六章中同条を第四十条とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第十五条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 国土交通大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の船舶油濁等損害賠償保障法（以下「新法」という。）の次の各号に掲げる規定の例により、当該各号に定める書面を交付することができる。

一 新法第四十四条において準用する新法第十七条 一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていることを証する書面

二 新法第五十二条において準用する新法第十七条 難破物除去損害賠償保障契約が締結されていることを証する書面

2 前項の規定により交付した書面は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める書面とみなす。

一 前項第一号に定める書面 新法第四十五条第一項に規定する保障契約証明書

二 前項第二号に定める書面 新法第五十三条第一項に規定する保障契約証明書

3 第一項第一号及び第二号に定める書面の様式並びに交付及び再交付その他当該書面に関し必要な事項は

、国土交通省令で定める。

4 第一項第一号又は第二号に定める書面の交付又は再交付を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

5 偽りその他不正の手段により第一項第一号又は第二号に定める書面の交付又は再交付を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三条 新法の次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める損害について適用し、この法律による改正前の船舶油濁損害賠償保障法（以下「旧法」という。）第二条第七号の二に規定する一般船舶油濁損害の原因となった最初の事実が施行日前に生じた場合における当該一般船舶油濁損害については、なお従前の例による。

一 新法第六章及び第四十三条 新法第二条第十六号に規定する一般船舶等油濁損害の原因となった最初の事実が施行日以後に生じた場合における当該一般船舶等油濁損害

二 新法第八章及び第五十一条 新法第二条第十七号に規定する難破物除去損害の原因となった最初の事実が施行日以後に生じた場合における当該難破物除去損害

2 新法の次の各号に掲げる規定は、この法律の施行の際現に本邦内の港又は係留施設にある船舶で当該各号に定めるものについては、施行日以後初めて本邦内の港から出港をするときまでは、適用しない。

一 新法第四十一条第二項及び第四十五条第二項 日本国籍を有しないタンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が千トンを超えるもの）に限り、その航行に際し新法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）

二 新法第四十九条第二項及び第五十三条第二項 日本国籍を有しないタンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が三百トン以上のものに限る。）

3 新法第六十一条の規定は、新法第二条第八号に規定する難破物が生じた最初の事実が施行日前に生じたものである場合には、適用しない。

第四条 次の各号に掲げる一般船舶についてこの法律の施行の際現に締結されている旧法第三十九条の四第一項に規定する保障契約は、当該各号に定める契約とみなす。

一 総トン数が三百トン以上千トン以下の一般船舶 新法第四十一条第一項に規定する保障契約

二 総トン数が百トン以上三百トン未満の一般船舶 新法第四十一条第一項及び第四十九条第一項に規定

する保障契約

2 次の各号に掲げる契約に係る旧法第三十九条の七第一項に規定する書面は、当該各号に定める書面とみなす。この場合において、新法第四十四条及び第五十二条中「第十四条」とあるのは「第十四条の規定」と、新法第四十四条中「第四十二条」とあり、及び新法第五十二条中「第五十条」とあるのは「国土交通省令で定める基準」とする。

一 前項の規定により同項第一号に定める契約とみなされる契約（次号に掲げる契約を除く。） 新法第

四十五条第一項に規定する保障契約証明書

二 前項の規定により同項第二号に定める契約とみなされる契約 新法第四十五条第一項及び第五十三条

第一項に規定する保障契約証明書

（罰則に関する経過措置）

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令

で定める。

(地方税法及び国税徴収法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に、「第四十条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十四条の十三第一項第四号

二 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第十九条第一項第四号

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第八条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項中「責めに任ずべき」を「責任を負う」に改め、同条第五項中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に、「第二条第六号イ」を「第二条第十四号イ」に改める。

第四十二条の十六第十二項第一号中「船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イ」を「船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十四号イ」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第九条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項二中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第十条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

第四十八条第二項中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に、「開始された」を「開始され、又は拡張された」に、「第二条第六号」を「第二条第十三号」に、「タンカー油濁損害」を「船舶油濁等損害」に改める。

(破産法の一部改正)

第十一条 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改め、「第

五章」の下に「、同法第四十三條第五項において準用する同法第三十一條及び第三十二條並びに同法第四十三條第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九條、第十條、第十四條及び第五十四條を除く。）若しくは船舶油濁等損害賠償保障法第五十一條第五項において準用する同法第三十一條及び第三十二條並びに同法第五十一條第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九條、第十條、第十六條、第四節及び第五十四條を除く。）」を加える。

（特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部改正）

第十二條 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二號）の一部を次のように改正する。

第一條中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

第二條第一號中「第二條第四號」を「第二條第九號」に改め、同條第三號中「第二條第五號」を「第二條第十一號」に改め、同條第六號中「第二條第六號」を「第二條第十四號」に改め、同條第十號中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同號に次のように加える。

ハ 総トン数が千トンを超える特定タンカー（その航行に際し油賠法第二條第七號に規定する燃料油

等を用いることを要しないものを除く。) について締結されるものにあつては、油賠法第四十二条
第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

ニ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第五十条第
一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

第二条第十一号中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ニ 総トン数が千トンを超える特定タンカー(その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油
等を用いることを要しないものを除く。) について締結されるものにあつては、当該特定損害保険
契約と併せて油賠法第四十二条の規定に適合するものであること。

ホ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険
契約と併せて油賠法第五十条の規定に適合するものであること。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十三条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四
十五号)の一部を次のように改正する。

第三百四十条（見出しを含む。）中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

（調整規定）

第十四条 施行日が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十五条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十八号中「及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約」に改める。

理由

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結に伴い、船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害及び難破物の除去等に要する費用の負担により生ずる損害に関し、これらの損害の被害者の保護を図るため、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲の拡大、保険者等に対する被害者の直接請求に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（抄）	1
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第七条関係）	37
○国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（抄）（附則第七条関係）	38
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）（附則第八条関係）	39
○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）（附則第九条関係）	41
○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（抄）（附則第十条関係）	43
○破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）（附則第十一条関係）	44
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）（附則第十二条関係）	46
○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十三条関係）	49
○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第十五条関係）	50

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">船舶油濁等損害賠償保障法</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（略）</p> <p>第五章 タンカー油濁損害に係る責任制限手続（第三十一条―第三十八条）</p> <p>第六章 一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条・第四十条）</p> <p>第七章 一般船舶等油濁損害賠償保障契約等（第四十一条―第四十六条）</p> <p>第八章 難破物除去損害賠償責任（第四十七条・第四十八条）</p> <p>第九章 難破物除去損害賠償保障契約等（第四十九条―第五十四条）</p> <p>第十章 雑則（第五十五条―第六十四条）</p> <p>第十一章 罰則（第六十五条―第七十条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、船舶油濁等損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁等損害の賠償を保障する制度を確</p>	<p style="text-align: center;">船舶油濁損害賠償保障法</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（略）</p> <p>第五章 責任制限手続（第三十一条―第三十九条）</p> <p>第六章 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条の二・第三十九条の三）</p> <p>第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約（第三十九条の四―第三十九条の八）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第八章 雑則（第四十条―第四十四条）</p> <p>第九章 罰則（第四十五条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、船舶に積載されていた油によつて船舶油濁損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁損</p>

立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 (略)

(削る)

(削る)

四 燃料油条約 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

五 難破物除去条約 二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約をいう。

六 原油等 原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。

七 燃料油等 燃料油、潤滑油その他の船舶の航行のために用いられる油で政令で定めるものをいう。

八 難破物 海難により生じた次のいずれかに該当するものをいう。

イ 沈没し、若しくは乗り揚げた船舶又はその一部

ロ 海上において船舶から失われた物で、沈没し、乗り揚げ、又は漂流しているもの

ハ 沈没又は乗揚げのおそれがある船舶（必要な救助が行われていないものに限る。）

害の賠償等を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

二の二 (略)

三 油 原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。

三の二 燃料油 油のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものをいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

九 タンカー ばら積みの原油等の海上輸送のための船舶類をいう。
十 一般船舶 旅客又はばら積みの原油等以外の貨物その他の物品の海上輸送のための船舶類（ろかい又は主としてろかいをもつて運転するものを除く。）をいう。

十一 タンカー所有者 タンカーの船舶所有者（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者が不在ときは、船舶を所有する者）をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体の団体があるときは、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。以下同じ。）をいう。

十二 船舶所有者等 船舶所有者及び船舶賃借人をいう。

（削る）

（削る）

十三 船舶油濁等損害 タンカー油濁損害、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害をいう。

十四 タンカー油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ タンカー（ばら積みの原油等以外の貨物の海上輸送をすることができるタンカーにあつては、ばら積みの原油等の輸送の用に供しているもの並びにばら積みの原油等の輸送の用に供した後当該

四 タンカー ばら積みの油の海上輸送のための船舶類をいう。

四の二 一般船舶 旅客又はばら積みの油以外の貨物その他の物品の海上輸送のための船舶類（ろかい又は主としてろかいをもつて運転するものを除く。）をいう。

五 タンカー所有者 タンカーの船舶所有者（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者が不在ときは、船舶を所有する者）をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体の団体があるときは、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。次号において同じ。）をいう。

五の二 一般船舶所有者等 一般船舶の船舶所有者及び船舶賃借人をいう。

五の三 排他的経済水域等 排他的経済水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。第七号の二イ及び第三十一条において同じ。）及び責任条約の締約国である外国の責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域をいう。

五の四 船舶油濁損害 タンカー油濁損害及び一般船舶油濁損害をいう。

（新設）

六 タンカー油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ タンカー（ばら積みの油以外の貨物の海上輸送をすることができるタンカーにあつては、ばら積みの油の輸送の用に供しているもの並びにばら積みの油の輸送の用に供した後当該タンカーのす

タンカーの全ての貨物艙内に当該原油等が残留しない程度にその貨物艙を洗浄するまでの間において、ばら積みの原油等以外の貨物の輸送の用に供しているもの及び貨物を積載しないで航行しているものに限る。) から流出し、又は排出された原油等による汚染(貨物又は燃料として積載されていた原油等(当該原油等が貨物艙内その他の国土交通省令で定めるタンカー内の場所に残留したもの)及び当該原油等を含む混合物で国土交通省令で定めるものを含む。) による汚染に限る。) により生ずる責任条約の締約国の領域(領海を含む。以下同じ。) 内又は排他的経済水域(排他的経済水域及び大陸棚)に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。以下同じ。) 内若しくは責任条約の締約国である外国の責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域内における損害

ロ (略)

十五 (略)

十六 一般船舶等油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいい、タンカー油濁損害に該当するものを除く。
イ タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる我が国の領域内又は排他的経済水域内における損害

ロ タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる燃料油条約の締約国である外国の領域内又は燃料油条約第二条(a)(ii)に規定する水域内における損害

ハ イ又はロに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

すべての貨物艙内に当該油が残留しない程度にその貨物艙を洗浄するまでの間において、ばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供しているもの及び貨物を積載しないで航行しているものに限る。) から流出し、又は排出された油による汚染(貨物として積載されていた油又は燃料油(当該油が貨物艙内その他の国土交通省令で定めるタンカー内の場所に残留したもの)及び当該油を含む混合物で国土交通省令で定めるものを含む。) による汚染に限る。) により生ずる責任条約の締約国の領域(領海を含む。第七号の二イ及び第三十九条の五第一項第二号において同じ。) 内又は排他的経済水域等内における損害

ロ (略)

七 (略)

七の二 一般船舶油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 一般船舶から流出し、又は排出された燃料油による汚染により生ずる我が国の領域内又は排他的経済水域内における損害

(新設)

ロ イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

十七 難破物除去損害 我が国の領域内若しくは排他的経済水域内又は難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定により通告を行ったものの領域内若しくは難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内における次に掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害をいい、タンカー油濁損害又は一般船舶等油濁損害に該当するものを除く。

イ 難破物の位置の特定

ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他法令の規定又は難破物除去条約第六条の規定による決定により難破物の除去その他の措置が必要となつた場合における当該難破物の標示

ハ ロの場合における当該難破物の除去その他の措置

十八 (略)

(削る)

十九 保険者等 次に掲げる者をいう。

イ この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

ロ この法律で定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

ハ この法律で定める難破物除去損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務

(新設)

八 (略)

九 保険者等 この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害をてん補し、若しくは賠償の義務の履行を担保する者又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、若しくは賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者をいう。

(新設)

の履行を担保する者

二十・二十一 (略)

二十二 制限債権 タンカー所有者又はこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約若しくは難破物除去損害賠償保障契約に係る保険者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権をいう。

二十三 (略)

第二章 タンカー油濁損害賠償責任及び責任の制限

(タンカー油濁損害賠償責任)

第三条 タンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害に係る原油等が積載されていたタンカーのタンカー所有者は、その損害を賠償する責任を負う。ただし、当該タンカー油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一〜四 (略)

2 二以上のタンカーに積載されていた原油等によりタンカー油濁損害が生じた場合において、当該タンカー油濁損害がいずれのタンカーに積載されていた原油等によるものであるかを分別することができないときは、各タンカー所有者は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。ただし、当該タンカー油濁損害が前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 (略)

4 第一項本文又は第二項本文の場合において、次に掲げる者は、その損害を賠償する責任を負わない。ただし、当該タンカー油濁損害が、これらの者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識

十・十の二 (略)

十一 制限債権 タンカー所有者又はこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約に係る保険者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権をいう。

十二 (略)

第二章 タンカー油濁損害賠償責任及び責任の制限

(タンカー油濁損害賠償責任)

第三条 タンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害に係る油が積載されていたタンカーのタンカー所有者は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該タンカー油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一〜四 (略)

2 二以上のタンカーに積載されていた油によりタンカー油濁損害が生じた場合において、当該タンカー油濁損害がいずれのタンカーに積載されていた油によるものであるかを分別することができないときは、各タンカー所有者は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該タンカー油濁損害が前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 (略)

4 第一項本文又は第二項本文の場合において、次に掲げる者は、その損害を賠償する責めに任じない。ただし、当該タンカー油濁損害が、これらの者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識

しながらしたこれらの者の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

一五 (略)

六 前条第十四号ロに規定する措置を執る者（当該タンカーのタンカー所有者を除く。）及びその使用する者

5 (略)

(タンカー所有者の責任の制限)

第五条 第三条第一項又は第二項の規定によりタンカー油濁損害の賠償の責任を負うタンカー所有者（法人であるタンカー所有者の無限責任社員を含む。以下同じ。）は、当該タンカー油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該タンカー油濁損害が自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

(外国判決の効力)

第十二条 (略)

2 前項に規定する確定判決についての執行判決に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条第五項中「民事訴訟法第一百八条各号（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十九条の二において準用する場合を含む。）に掲げる要件を具備しないとき」とあるのは、「船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十二条第一項各号のいずれかに該当するとき」とする。

第三章 タンカー油濁損害賠償保障契約

しながらしたこれらの者の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

一五 (略)

六 第二条第六号ロに規定する措置を執る者（当該タンカーのタンカー所有者を除く。）及びその使用する者

5 (略)

(タンカー所有者の責任の制限)

第五条 第三条第一項又は第二項の規定によりタンカー油濁損害の賠償の責めに任ずるタンカー所有者（法人であるタンカー所有者の無限責任社員を含む。以下同じ。）は、当該タンカー油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該タンカー油濁損害が自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

(外国判決の効力)

第十二条 (略)

2 前項に規定する確定判決についての執行判決に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条第五項中「民事訴訟法第一百八条各号（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十九条の二において準用する場合を含む。）に掲げる要件を具備しないとき」とあるのは、「船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十二条第一項各号のいずれかに該当するとき」とする。

第三章 タンカー油濁損害賠償保障契約

(保障契約の締結強制)

第十三条 日本国籍を有するタンカーは、これについてこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの原油等の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、これについて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの原油等を積載して、本邦内の港（東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この項において「特定海域」という。）を含む。第五十九条第一項を除き、以下同じ。）に入港（特定海域への入域を含む。以下同じ。）をし、本邦内の港から出港（特定海域からの出域を含む。以下同じ。）をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約)

第十四条 保障契約は、タンカー（二千トン以下のばら積みの原油等の輸送の用に供するタンカーを除く。）のタンカー所有者が当該タンカーに積載されていた原油等によるタンカー油濁損害の賠償の責任を負う場合において、その賠償の義務の履行により当該タンカー所有者に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

2 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害を填補するた

(保障契約の締結強制)

第十三条 日本国籍を有するタンカーは、これについてこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、これについて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約)

第十四条 保障契約は、タンカー（二千トン以下のばら積みの油の輸送の用に供するタンカーを除く。）のタンカー所有者が当該タンカーに積載されていた油によるタンカー油濁損害の賠償の責めに任ずる場合において、その賠償の義務の履行により当該タンカー所有者に生ずる損害をてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

2 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害をてん補する

めの保険金額又は賠償の義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タンカー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

4 (略)

(保障契約証明書の備置き)

第二十条 日本国籍を有するタンカーは、保障契約証明書が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの原油等の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該タンカーについて保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの原油等を積載して、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

第四章の二 追加基金

(準用)

第三十条の三 前章(第二十二條、第二十三條及び第二十八條を除く。)の規定は、追加基金について準用する。この場合において、第二十六條第一項、第二十七條及び第三十條中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と、第二十七條中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第七条」と、第二十九條第一項中「国際基金条約第十五條第二項」とあるのは「追加基金議定書第十三條第一項の規定により国

ための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タンカー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

4 (略)

(保障契約証明書の備置き)

第二十条 日本国籍を有するタンカーは、保障契約証明書が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該タンカーについて保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

第四章の二 追加基金

(準用)

第三十条の三 前章(第二十二條、第二十三條及び第二十八條を除く。)の規定は、追加基金について準用する。この場合において、第二十六條第一項、第二十七條及び第三十條中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と、第二十五條第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する前条第一項」と、第二十七條中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第七条」と、第二十九條第一

際基金条約第十五条第二項」と、第三十条中「第十二条及び第十三条」とあるのは「第十一条及び第十二条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 タンカー油濁損害に係る責任制限手続

(責任制限事件の管轄)

第三十一条 責任制限事件は、本邦内においてタンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に、排他的経済水域内においてタンカー油濁損害が生じたときは、知れている制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に、本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二十四条に規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する。

(自発的に損害防止措置を執つた場合におけるタンカー所有者の責任制限手続への参加)

第三十六条 タンカー所有者は、自発的に第二十四条に規定する措置を執つたときは、タンカー所有者の損害防止措置費用等について制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

項中「国際基金条約第十五条第二項」とあるのは「追加基金議定書第十三条第一項の規定により国際基金条約第十五条第二項」と、第三十条中「第十二条及び第十三条」とあるのは「第十一条及び第十二条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 責任制限手続

(責任制限事件の管轄)

第三十一条 責任制限事件は、本邦内においてタンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に、排他的経済水域内においてタンカー油濁損害が生じたときは、知れている制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に、本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二十六条に規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する。

(自発的に損害防止措置を執つた場合におけるタンカー所有者の責任制限手続への参加)

第三十六条 タンカー所有者は、自発的に第二十六条に規定する措置を執つたときは、タンカー所有者の損害防止措置費用等について制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

(追加基金の参加等)

第三十七条の二 第三十三条から第三十五条まで及び前条の規定は、追加基金について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する第二十五条第一項」と、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と読み替えるものとする。

(責任制限法の準用)

第三十八条 この法律の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十八条において準用するこの法律
第十四条第一項、第十五条、第三	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第三十八条において準用するこの法律

(追加基金の参加等)

第三十七条の二 第三十三条から第三十五条まで及び前条の規定は、追加基金について準用する。この場合において、第三十五条中「前条第三項」とあるのは「第三十七条の二において準用する前条第三項」と、前条第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する第二十五条第一項」と、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と読み替えるものとする。

(責任制限法の準用)

第三十八条 この法律の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第十三条、第十四条第一項、第十	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第三十八条において準用するこの法律

第十三条及び 第四十条第 一項	(略)	第十八条	(略)	第三十条第 二項
	(略)	制限債権（事故発生後 の利息又は不履行によ る損害賠償若しくは違 約金の請求権を除く。 第二十五条第二号にお いて同じ。）の額が第 七条第一項又は第三項	(略)	の供託の日
	(略)	制限債権の額が船舶油濁等損害 賠償保障法第六条	(略)	の規定による決定に基づき供託 する日

五条、第三 十三条及び 第四十条第 一項	(略)	第十八条	(略)	第三十条第 二項
	(略)	制限債権（事故発生後 の利息又は不履行によ る損害賠償若しくは違 約金の請求権を除く。 第二十五条第二号にお いて同じ。）の額が第 七条第一項、第三項又 は第五項	(略)	第十九条第二項中「供 託の日
	(略)	制限債権の額が船舶油濁損害賠 償保障法第六条	(略)	船舶油濁損害賠償保障法第三十 八条において読み替えて準用す る第十九条第二項中「供託の日 」
				の規定による決定に基づき供託 する日（第三十条第二項におい て準用する

<p>第四十七条 第一項</p>	<p>制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）</p>	<p>第四十八条 第一項</p>	<p>責任制限手続が</p>		<p>責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時</p>	<p>第四十八条 第二項</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法</p>		<p>同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害</p>
<p>制限債権</p>		<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害（以下「船舶油濁等損害」という。）に係る責任制限手続が</p>		<p>船舶油濁等損害に係る責任制限手続開始の時又は船舶油濁等損害に係る責任制限手続拡張の時</p>		<p>この法律</p>		<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十四号に規定するタンカー油濁損害</p>	

<p>第四十七条 第一項</p>	<p>制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>			<p>第四十八条 第二項</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>		<p>同法</p>
<p>制限債権</p>		<p>(新設)</p>				<p>この法律</p>		<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(削る)

第六章 一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限

(一) 一般船舶等油濁損害賠償責任

第三十九条 一般船舶等油濁損害が生じたときは、当該一般船舶等油濁損害に係る燃料油等が積載されていたタンカー又は一般船舶の船舶所有者等（燃料油条約第一条第三項に規定する船舶の管理人及び運航者を含む。以下この章及び第四十三条において同じ。）は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。ただし、当該一般船舶等油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一・二 (略)
- 三 専ら当該船舶所有者等及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 (略)

2 第三条第二項及び第三項、第四条並びに第十条から第十二条までの規定は、一般船舶等油濁損害の賠償について準用する。この場合において、第三条第二項中「タンカーに」とあるのは「タンカー又は一般船舶に」と、「原油等」とあるのは「燃料油等」と、「タンカー所有者」とあるのは「タンカー又は一般船舶の第三十九条第一項に規

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六章 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限

(一) 一般船舶油濁損害賠償責任

第三十九条の二 一般船舶油濁損害が生じたときは、当該一般船舶油濁損害に係る燃料油が積載されていた一般船舶の一般船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該一般船舶油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一・二 (略)
- 三 専ら当該一般船舶所有者等及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 (略)

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条の規定は、一般船舶油濁損害の賠償について準用する。この場合において、第三条第二項中「タンカーに」とあるのは「一般船舶に」と、「油に」とあるのは「燃料油に」と、同項及び同条第三項中「タンカー所有者」とあるのは「一般船舶所有者」と読み替えるものとする。

定する船舶所有者等（以下「船舶所有者等」という。）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同項、第十条及び第十一条中「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者等」と、第十条及び第十一条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」と、第十二条第一項中「責任条約」とあるのは「燃料油条約」と読み替えるものとする。

（一般船舶の船舶所有者等の責任の制限）

第四十条 前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定により一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負うタンカー又は一般船舶の船舶所有者等（法人である船舶所有者等の無限責任社員を含む。）の当該一般船舶等油濁損害に基づく債権に係る責任の制限については、責任制限法で定めるところによる。

第七章 一般船舶等油濁損害賠償保障契約等

（保障契約の締結強制）

第四十一条 次の各号に掲げる船舶は、当該船舶についてこの法律で定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一 タンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が千トンを超えるものに限り、その航行に際し燃料油等を用いることを要しないものを除

（一般船舶所有者等の責任の制限）

第三十九条の三 前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定により一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる一般船舶所有者等（法人である一般船舶所有者等の無限責任社員を含む。）の当該一般船舶油濁損害に基づく債権に係る責任の制限については、責任制限法で定めるところによる。

第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約

（保障契約の締結強制）

第三十九条の四 日本国籍を有する一般船舶（総トン数が百トン以上のものに限る。以下この章において同じ。）は、これについてこの法律で定める一般船舶油濁損害賠償等保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、国際航海（本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。）に従事させてはならない。

（新設）

く。以下この章において「第一種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの 全ての航海

二 一般船舶（総トン数が百トン以上千トン以下のものに限り、その航行に際し燃料油等を用いることを要しないものを除く。以下この章において「第二種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの

国際航海（本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。）

2 前項第一号に掲げる船舶以外の第一種特定船舶及び同項第二号に掲げる船舶以外の第二種特定船舶は、これらについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（保障契約）

第四十二条 保障契約は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める場合において、その賠償の義務の履行により第一種特定船舶所有者等（第一号に掲げる船舶にあつては船舶所有者をいい、第二号に掲げる船舶にあつては船舶所有者等をいう。次項及び第三項において同じ。）に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

一 第一種特定船舶 当該第一種特定船舶の船舶所有者が当該第一種特定船舶に積載されていた燃料油等による一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負う場合

（新設）

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、これについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港（東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この項及び第四十一条の二第一項において「特定海域」という。）を含む。第三十九条の七第二項において同じ。）に入港（特定海域への入域を含む。同項において同じ。）をし、本邦内の港から出港（特定海域からの出域を含む。同項において同じ。）をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（保障契約）

第三十九条の五 保障契約は、次に掲げる損害のいづれをもてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する契約とする。

一 一般船舶の一般船舶所有者等が当該一般船舶に積載されていた燃料油による一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる場合において、その賠償の義務の履行により当該一般船舶所有者等に生ずる損害

二 第二種特定船舶 当該第二種特定船舶の船舶所有者等が当該第二

種特定船舶に積載されていた燃料油等による一般船舶等油濁損害（
第二条第十六号ロに掲げるものを除く。）の賠償の責任を負う場合

2 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている一般船舶等油濁損害の額が、当該契約に係る第一種特定船舶又は第二種特定船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該第一種特定船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（次条第三項において「責任限度額」という。）に満たないものであつてはならない。

4 保障契約（第一種特定船舶に係るものに限る。）は、燃料油条約第七條第六項の規定に適合する限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならぬ。

二 一般船舶が座礁、沈没その他の事由により我が国の領域内に放置

された場合であつて、当該一般船舶の一般船舶所有者等が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他法令の規定により当該一般船舶の撤去その他の措置を履行する責めに任ずるときにおいて、当該措置に要する費用の支払により当該一般船舶所有者等に生ずる損害

2 保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第一号に掲げる損害（同項各号に掲げる損害以外の一般船舶所有者等に生ずる損害を含むことができる。）をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該一般船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（以下この条において「責任限度額」という。）に満たないものであつてはならず、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならぬ。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、その航行に際し燃料油を用いることを要しない一般船舶に係る保障契約は、第一項第二号に掲げる損害をてん補する保険契約又はその費用の支払を担保する契約とし、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の同号に掲げる損害をてん

(保険者等に対する損害賠償額の請求等)

第四十三条 第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定による第一種特定船舶の船舶所有者等の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、第一種特定船舶の船舶所有者等の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、保険者等は、第一種特定船舶の船舶所有者等が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に対抗することができる。

3 第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等は、当該損害賠償額の支払に係る債権について、この法律で定めるところにより、責任限度額まで、責任を制限することができる。

4 第八条から第十条まで及び第十六条の規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。この場合において、第八条中「タンカーごと」とあるのは「第一種特定船舶（第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶をいう。）ごと」と、「タンカーに係るタンカー所有者」とあるのは「第一種特定船舶に係る船舶所有者等（第三十九条第一項に規定する船舶所有者等をいう。以下同じ。）」と、第十条中「タンカー油濁損害」とあるのは「一般船舶等油濁損害」と、第十六条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」と、「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者等」と読み替え

補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

(新設)

るものとする。

5 第三十一条及び第三十二条の規定は、第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続について準用する。この場合において、第三十一条中「第二条第十四号ロ」とあるのは、「第二条第十六号ハ」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十三条第六項において準用するこの法律
第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第四十三条第六項において準用するこの法律
第十七条	船舶所有者等若しくは	保険者等

一 項	救助者又は被用者等	第二十八条 第一項第四 号	船舶、救助船舶又は救 助者	タンカー又は一般船舶	第四十八条 第一項	責任制限手続が	船舶油濁等損害賠償保障法第二 条第十三号に規定する船舶油濁 等損害（以下「船舶油濁等損害 」という。）に係る責任制限手 続が		責任制限手続開始の時 又は責任制限手続拡張 の時	船舶油濁等損害に係る責任制限 手続開始の時又は船舶油濁等損 害に係る責任制限手続拡張の時	第四十八条 第二項	船舶油濁等損害賠償保 障法	この法律		同法第二条第十三号に 規定する船舶油濁等損 害	船舶油濁等損害賠償保障法第二 条第十六号に規定する一般船舶 等油濁損害
--------	-----------	---------------------	------------------	------------	--------------	---------	--	--	--------------------------------	--	--------------	------------------	------	--	-------------------------------	---

(保障契約証明書に関する規定の準用)

第四十四条 第十七条から第十九条までの規定は、第一種特定船舶又は

(準用)

第三十九条の六 第十七条から第十九条までの規定は、一般船舶に係る

第二種特定船舶に係る保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは、「第四十一条第一号に規定する第一種特定船舶（燃料油条約の締約国である外国の国籍を有するものを除く。）」又は同項第二号に規定する第二種特定船舶」と、「保障契約を」とあるのは「同項に規定する保障契約（以下単に「保障契約」という。）を」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

（保障契約証明書の備置き）

第四十五条 次の各号に掲げる船舶は、前条において準用する第十七条第一項に規定する書面（以下この条において「保障契約証明書」という。）が備え置かれていないものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一 日本国籍を有する第一種特定船舶 全ての航海

二 日本国籍を有する第二種特定船舶 国際航海

2 次の各号に掲げる船舶は、当該各号に定める書面が備え置かれていないものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

一 前項第一号に掲げる第一種特定船舶以外の第一種特定船舶 保障契約証明書、燃料油条約の締約国である外国が交付した当該第一種特定船舶について保障契約が締結されていることを証する燃料油条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した燃料油条約第七条第十四項に規定する証明書の記載事項を記載した書面

二 前項第二号に掲げる第二種特定船舶以外の第二種特定船舶 保障

保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは「一般船舶」と、第十八条第一項中「次条」とあるのは「第三十九条の六において準用する次条」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

（保障契約証明書に相当する書面の備置き）

第三十九条の七 日本国籍を有する一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれていないものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

（新設）

（新設）

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれていないものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（新設）

（新設）

契約証明書

3 第一項(第二号に係る部分に限る。)及び前項(第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該保障契約が第二種特定船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて保障契約証明書に代えることができる。

(適用除外)

第四十六条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める船舶については、適用しない。

- 一 この章(前条第二項(第一号に係る部分に限る。))を除く。(一)の規定 外国が所有する第一種特定船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないもの
- 二 この章の規定 外国が所有する第二種特定船舶

第八章 難破物除去損害賠償責任

(難破物除去損害賠償責任)

第四十七条 難破物除去損害が生じたときは、当該難破物除去損害に係るタンカー又は一般船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負う。ただし、当該難破物除去損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 戦争、内乱又は暴動により生じたこと。
- 二 異常な天災地変により生じたこと。

3 前二項の規定にかかわらず、当該保障契約が一般船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて前二項に規定する保障契約証明書に相当する書面に代えることができる。

(適用除外)

第三十九条の八 この章の規定は、外国が所有する一般船舶については、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 専ら当該船舶所有者及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 専ら国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵により生じたこと。

2 第三条第三項、第四条及び第十条の規定は、難破物除去損害の賠償について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあり、及び同条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第四十七条第一項」と、同項及び同条中「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者」と読み替えるものとする。

(難破物除去損害賠償請求事件の管轄)

第四十八条 前条第一項の規定に基づくタンカー又は一般船舶の船舶所有者に対する訴えは、難破物が我が国の領域内又は排他的経済水域内において生じたときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 第十一条の規定は、前項の訴えについて準用する。

第九章 難破物除去損害賠償保障契約等

(保障契約の締結強制)

第四十九条 次の各号に掲げる船舶は、当該船舶についてこの法律で定める難破物除去損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一 タンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が三百トン以上のものに限る。以下この章において「第一種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの 全ての航海

(新設)

(新設)

(新設)

二 一般船舶（総トン数が百トン以上三百トン未満のものに限る。以下この章において「第二種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの 国際航海

2| 前項第一号に掲げる船舶以外の第一種特定船舶及び同項第二号に掲げる船舶以外の第二種特定船舶は、これらについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（保障契約）

第五十条 保障契約は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める場合において、その賠償の義務の履行により第一種特定船舶所有者等（第一号に掲げる船舶にあつては船舶所有者をいい、第二号に掲げる船舶にあつては船舶所有者等をいう。次項及び第三項において同じ。）に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

一 第一種特定船舶 当該第一種特定船舶の船舶所有者が当該第一種特定船舶による難破物除去損害の賠償の責任を負う場合

二 第二種特定船舶 当該第二種特定船舶の船舶所有者等が当該第二種特定船舶による難破物除去損害（我が国の領域内における第二条第十七号イからハまでに掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害に限る。）の賠償の責任を負う場合

2| 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならない。

3| 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている難破物

（新設）

除去損害の額が、当該契約に係る第一種特定船舶又は第二種特定船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該第一種特定船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（次条第三項において「責任限度額」という。）に満たないものであつてはならない。

4 保障契約（第一種特定船舶に係るものに限る。）は、難破物除去条約第十二条第六項の規定に適合する限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならない。

（保険者等に対する損害賠償額の請求等）

第五十一条 第四十七条第一項の規定による第一種特定船舶の船舶所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、第一種特定船舶の船舶所有者の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、保険者等は、第一種特定船舶の船舶所有者が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に對抗することができる。

3 第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等は、当該損害賠償額の支払に係る債権について、この法律で定めるところにより、責任限度額まで、責任を制限することができる。

4 第八条から第十条まで、第十六条及び第四十八条第一項の規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。この場合において、第八条中「タンカーごと」とあるのは「第一種特定船舶（第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶をいう。）ごと」と、「タンカーに係るタンカー所有者」とあるのは「

（新設）

第一種特定船舶に係る船舶所有者」と、第十条中「タンカー油濁損害」とあるのは「難破物除去損害」と、第十六条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第四十七条第一項」と、「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者」と読み替えるものとする。

5 第三十一条及び第三十二条の規定は、第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における難破物除去損害に係る責任制限手続について準用する。この場合において、第三十一条中「本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二条第十四号に規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する」とあるのは、「専属する」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における難破物除去損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十一条第六項において準用するこの法律
第十四条第	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第五

<p>一、第十 五条、第三 十三条及び 第四十条第 一項</p>	<p>第十七条第 一項</p>	<p>第二十八條 第一項第四 号</p>	<p>第四十八條 第一項</p>	<p>第四十八條 第二項</p>
<p>船舶所有者等若しくは 救助者又は被用者等</p>	<p>船舶、救助船舶又は救 助者</p>	<p>責任制限手續が</p>	<p>責任制限手續開始の時 又は責任制限手續拡張 の時</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保 障法</p>
<p>十一條第六項において準用する この法律</p>	<p>保險者等</p>	<p>タンカー又は一般船舶</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二 條第十三号に規定する船舶油濁 等損害（以下「船舶油濁等損害 」という。）に係る責任制限手 続が</p>	<p>船舶油濁等損害に係る責任制限 手續開始の時又は船舶油濁等損 害に係る責任制限手續拡張の時 この法律</p>

	<p>同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十七号に規定する難破物除去損害</p>
<p>第五十七条</p>	<p>並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別</p>	<p>及び制限債権であるときは、その内容</p>
<p>第六十条</p>	<p>内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別</p>	<p>内容</p>
<p>第六十一条 第二項</p>	<p>内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別</p>	<p>内容</p>
<p>第七十条第 二項</p>	<p>事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて</p>	<p>事項を</p>

(保障契約証明書に関する規定の準用)

第五十二条 第十七条から第十九条までの規定は、第一種特定船舶又は

(新設)

第二種特定船舶に係る保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは「第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶（難破物除去条約の締約国である外国の国籍を有するものを除く。）」又は同項第二号に規定する第二種特定船舶」と、「保障契約を」とあるのは「同項に規定する保障契約（以下単に「保障契約」という。）を」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「第五十条」と読み替えるものとする。

（保障契約証明書の備置き）

第五十三条 次の各号に掲げる船舶は、前条において準用する第十七条第一項に規定する書面（以下この条において「保障契約証明書」という。）が備え置かれているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

- 一 日本国籍を有する第一種特定船舶 全ての航海
- 二 日本国籍を有する第二種特定船舶 国際航海

2 次の各号に掲げる船舶は、当該各号に定める書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

- 一 前項第一号に掲げる第一種特定船舶以外の第一種特定船舶 保障契約証明書、難破物除去条約の締約国である外国が交付した当該第一種特定船舶について保障契約が締結されていることを証する難破物除去条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した難破物除去条約第十二条第十四項に規定する証明書の記載事項を記載した書面

- 二 前項第二号に掲げる第二種特定船舶以外の第二種特定船舶 保障

（新設）

契約証明書

3 第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該保障契約が第二種特定船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて保障契約証明書に代えることができる。

（適用除外）

第五十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める船舶については、適用しない。

- 一 この章（前条第二項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定 外国が所有する第一種特定船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないもの
- 二 この章の規定 外国が所有する第二種特定船舶

第十章 雑則

第五十五条・第五十六条 （略）

（最高裁判所規則）

第五十七条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（保障契約情報）

（新設）

第八章 雑則

第四十条・第四十一条 （略）

（新設）

（保障契約情報）

第五十八条 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をしようとする特定船舶（総トン数が三百トン以上のタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶をいう。以下この章及び第六十八条第六号において同じ。）の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、当該特定船舶に係るこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約又は難破物除去損害賠償保障契約（次条第一項及び第六十条第一項において単に「保障契約」という。）の締結の有無その他の国土交通省令で定める事項（以下この項及び第三項において「保障契約情報」という。）を国土交通大臣に通報しなければならない。通報した保障契約情報を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、次の各号に掲げる当該特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者もすることができる。

- 一 タンカー タンカー所有者又は船長若しくはタンカー所有者の代理人
- 二 総トン数が千トンを超える一般船舶 船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人
- 三 総トン数が千トン以下の一般船舶 船舶所有者等又は船長若しくは船舶所有者等の代理人

3 (略)

(報告及び検査)

第五十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

第四十一条の二 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港（一般船舶にあつては、特定海域への入域を含む。以下同じ。）をしようとする特定船舶（二千トンを超えるばら積み等の油の輸送の用に供しているタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶をいう。以下この章及び第四十八条第六号において同じ。）の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、当該特定船舶に係るこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）の締結の有無その他の国土交通省令で定める事項（以下「保障契約情報」という。）を国土交通大臣に通報しなければならない。通報した保障契約情報を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該特定船舶のタンカー所有者若しくは一般船舶所有者等（以下この章において単に「所有者等」という。）又は船長若しくは所有者等の代理人もすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

3 (略)

(報告及び検査)

第四十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項、第四十五条各項若しくは第五十三条各項に規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、港湾法その他法令の規定により除去その他の措置が必要となつた難破物に係るこの法律で定める難破物除去損害賠償保障契約に關し報告をさせ、又は当該契約が締結されていることを証する資料の提出を求め、ことができる。

一 我が国の領域内又は排他的経済水域内における難破物に係る第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶 船舶所有者

二 我が国の領域内における難破物に係る第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 船舶所有者等

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 (略)

(保障契約締結の命令等)

第六十条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査の結果、当該特定船舶について第十三条若しくは第二十条、第四十一条若しくは第四十五条又は第四十九条若しくは第五十三条の規定に違反する事実があると認めるときは、次の各号に掲げる当該特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、保障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置を執るべきことを命ずること

本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項又は第三十九条の七各項に規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

(新設)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 (略)

(保障契約締結の命令等)

第四十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査の結果、当該特定船舶について第十三条若しくは第二十条又は第三十九条の四若しくは第三十九条の七の規定に違反する事実があると認めるときは、当該特定船舶の船長又は所有者等に対し、保障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

ができる。

一| タンカー| 船長又はタンカー所有者

(新設)

二| 第四十一条第一項第一号又は第四十九条第一項第一号に規定する

(新設)

第一種特定船舶(一般船舶に限る。)| 船長又は船舶所有者

三| 第四十一条第一項第二号又は第四十九条第一項第二号に規定する

(新設)

第二種特定船舶| 船長又は船舶所有者等

2・3 (略)

2・3 (略)

(締約国への報告等)

第六十一条| 日本国籍を有するタンカー又は一般船舶の船長は、難破物

(新設)

除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定による通告を行ったものの領域内又は難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内に難破物が生じた海難に遭遇したときは、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者の氏名又は名称、難破物の位置その他の国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、当該外国に報告しなければならない。ただし、当該タンカー若しくは一般船舶の船舶所有者等その他国土交通省令で定める者又は当該海難に遭遇した他の船舶が報告をしたことが明らかなきときは、この限りでない。

2| 前項に規定するタンカー又は一般船舶の船長は、同項本文に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第三十八条第一項、第二項、第五項若しくは第七項又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第十四条の二の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については、前項の規定による報告をすることを要しない。

第六十二条 (略)

第四十三条 (略)

(指導等)

(責務)

第六十三条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の者に対し、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実及び国際約束の適確な実施の確保を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第四十三条の二 (新設)

2 国土交通大臣は、前項に定めるもののほか、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実を図るため、船舶油濁等損害に関し、国際約束の適確な実施の確保及び被害者その他の者に対する適切な情報の提供に努めなければならない。

国土交通大臣は、船舶油濁損害の被害者の保護の充実を図るため、船舶油濁損害に関し、国際約束の適確な実施の確保及び関係者に対する適切な情報の提供に努めなければならない。

第六十四条 (略)

第四十四条 (略)

第十一章 罰則

第九章 罰則

第六十五条 第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された代理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十五条 第三十八条において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された代理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若し

第四十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若し

くは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項、第四十一条第一項又は第四十九条第一項の規定に違反した者
- 二 第十三条第二項、第四十一条第二項又は第四十九条第二項の規定の違反となるような行為をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第十七条第一項（第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面の交付又は再交付を受けた者
- 四 第三十八条、第四十三条第六項又は第五十一条第六項において準用する責任制限法第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者
- 五 第六十条第二項の規定による命令に違反した者

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条（第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十条第一項、第四十五条第一項又は第五十三条第一項の規定に違反した者
- 三 第二十条第二項、第四十五条第二項又は第五十三条第二項の規定の違反となるような行為をした者

くは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項又は第三十九条の四第一項の規定に違反した者
- 二 第十三条第二項又は第三十九条の四第二項の規定の違反となるような行為をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第十七条第一項（第三十九条の六において準用する場合を含む。）に規定する書面の交付又は再交付を受けた者
- 四 第三十八条において準用する責任制限法第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者
- 五 第四十二条の二第二項の規定による命令に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条（第三十九条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十条第一項又は第三十九条の七第一項の規定に違反した者
- 三 第二十条第二項又は第三十九条の七第二項の規定の違反となるような行為をした者

四 (略)

五 第五十八条第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして入港をした船長

六 第五十八条第二項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者
(当該特定船舶が入港をした場合に限る。)

七 第五十八条第三項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

八 第五十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十 第五十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

第六十九条 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条第一項(第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第三項(第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 (略)

五 第四十一条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして入港をした船長

六 第四十一条の二第二項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者(当該特定船舶が入港をした場合に限る。)

七 第四十一条の二第三項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

八 第四十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(新設)

第四十九条 (略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条第一項(第三十九条の六において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第三項(第三十九条の六において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

改 正 案	現 行
<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十四条の十三 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条若しくは第八百四十二条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項の先取特権</p> <p>五 （略）</p>	<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十四条の十三 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条若しくは第八百四十二条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項の先取特権</p> <p>五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条（積荷等についての先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項（船舶先取特権）の先取特権</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条（積荷等についての先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項（船舶先取特権）の先取特権</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（海上保安庁長官の措置に要した費用の負担） 第四十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれ又は当該船舶の沈没若しくは乗揚げにつき責任を負う者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。</p> <p>5 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）<u>第二条第十四号イ</u>に規定する汚染に該当するときは、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。ただし、その講じられた措置に要した費用の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー油濁損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。</p> <p>（指定海上防災機関の措置に要した費用の負担） 第四十二条の十六（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した</p>	<p>（海上保安庁長官の措置に要した費用の負担） 第四十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれ又は当該船舶の沈没若しくは乗揚げにつき責めに任ずべき者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。</p> <p>5 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）<u>第二条第六号イ</u>に規定する汚染に該当するときは、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。ただし、その講じられた措置に要した費用の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー油濁損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。</p> <p>（指定海上防災機関の措置に要した費用の負担） 第四十二条の十六（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した</p>

<p>13 (略)</p>	<p>費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。</p> <p>一 前条第一項の規定による措置（船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十四号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに規定する措置（次号において「油濁損害防止措置」という。）に該当しないものに限る。）に要した費用</p> <p>二 (略)</p>
<p>13 (略)</p>	<p>費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。</p> <p>一 前条第一項の規定による措置（船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに規定する措置（次号において「油濁損害防止措置」という。）に該当しないものに限る。）に要した費用</p> <p>二 (略)</p>

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第三条、第四条関係）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一 一六	(略)	(略)
一七	イ 一ハ (略) ニ 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。 ）の申出又は申立て ホ 一ト (略)	五百円

項	上欄	下欄
一 一六	(略)	(略)
一七	イ 一ハ (略) ニ 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。 ）の申出又は申立て ホ 一ト (略)	五百円

(略)	一八・一九
	(略)
	(略)

(略)	一八・一九
	(略)
	(略)

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（責任制限事件の移送）</p> <p>第十条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた他の責任制限事件若しくは船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。</p> <p>（制限債権につき申立人及び受益債務者以外の者が全部義務を負う場合）</p> <p>第四十八条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、その者のために船舶油濁等損害賠償保障法の規定により責任制限手続が開始され、又は拡張されたときにおける同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害に基づく債権（制限債権に該当するものに限る。）について準用する。</p>	<p>（責任制限事件の移送）</p> <p>第十条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた他の責任制限事件若しくは船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。</p> <p>（制限債権につき申立人及び受益債務者以外の者が全部義務を負う場合）</p> <p>第四十八条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、その者のために船舶油濁損害賠償保障法の規定により責任制限手続が開始されたときにおける同法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害に基づく債権（制限債権に該当するものに限る。）について準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の手続の中止命令等）</p> <p>第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分^{（傍線）}の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五章、同法第四十三条第五項）において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第四十三條第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九條、第十條、第十六條及び第五十四條を除く。）若しくは船舶油濁等損害賠償保障法第五十一条第五項において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第五十一条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九條、第十條、第十六條、第四節及び第五十四條を除く。）の規定による責任制限手続をいう。第二百六十三條及び第二百六十四條</p>	<p>（他の手続の中止命令等）</p> <p>第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分^{（傍線）}の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五章の規定による責任制限手続をいう。第二百六十三條及び第二百六十四條第一項において同じ。）</p>

第二項において同じ。

六 (略)

2
6 (略)

六 (略)

2
6 (略)

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国（次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。）を原産地とする原油（以下「イラン産原油」という。）を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 タンカー 油賠法第二条第九号に規定するタンカーをいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 タンカー所有者 油賠法第二条第十号に規定するタンカー所有者をいう。</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国（次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。）を原産地とする原油（以下「イラン産原油」という。）を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 タンカー 油賠法第二条第四号に規定するタンカーをいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 タンカー所有者 油賠法第二条第五号に規定するタンカー所有者をいう。</p> <p>四・五 (略)</p>

六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第十四号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七〇九 (略)

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害(以下「特定タンカー所有者損害」という。)を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 総トン数が千トンを超える特定タンカー(その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。)について締結されるものにあつては、油賠法第四十二条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

ニ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第五十条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者(以下「特定保険者」という。)がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等(当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。)についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。

イ〇八 (略)

六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七〇九 (略)

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害(以下「特定タンカー所有者損害」という。)を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者(以下「特定保険者」という。)がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等(当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。)についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。

イ〇八 (略)

<p>ニ 総トン数が千トンを超える特定タンカー（その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）について締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第四十二条の規定に適合するものであること。</p> <p>ホ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第五十条の規定に適合するものであること。</p> <p>ヘ (略)</p> <p>十二 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ (略)</p> <p>十二 (略)</p>
---	--

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（船舶油濁等損害賠償保障法の一部改正）</p> <p>第三百四十条 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条の表第十九条第一項の項中欄中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改め、同表第三十条第一項の項中欄中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率」に、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。</p>	<p>（船舶油濁損害賠償保障法の一部改正）</p> <p>第三百四十条 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条の表第十九条第一項の項中欄中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改め、同表第三十条第一項の項中欄中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率」に、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十七 （略）</p> <p>八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。</p> <p>八十九 百二十八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十七 （略）</p> <p>八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。</p> <p>八十九 百二十八 （略）</p> <p>2 （略）</p>

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（抄）	1
○ 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）	16
○ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）	16
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	16
○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）	17
○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）	18
○ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（抄）	18
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）	34
○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）	35
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	36
○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）（抄）	36
○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）	37
○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	38
○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）	39
○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）	40
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	40

○船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 タンカー油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三条―第十二条）
 - 第三章 タンカー油濁損害賠償保障契約（第十三条―第二十一条）
 - 第四章 国際基金
 - 第一節 国際基金に対する請求（第二十二条―第二十七条）
 - 第二節 国際基金に対する拠出（第二十八条―第三十条）
 - 第四章の二 追加基金（第三十条の二・第三十条の三）
 - 第五章 責任制限手続（第三十一条―第三十九条）
 - 第六章 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条の二・第三十九条の三）
 - 第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約（第三十九条の四―第三十九条の八）
 - 第八章 雑則（第四十条―第四十四条）
 - 第九章 罰則（第四十五条―第五十条）
- 附則

（目的）

第一条 この法律は、船舶に積載されていた油によつて船舶油濁損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁損害の賠償等を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二 (略)
- 二の二 追加基金議定書 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書をいう。
- 三 油 原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。
- 三の二 燃料油 油のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものをいう。
- 四 タンカー ばら積みのおの海上輸送のための船舶類をいう。
- 四の二 一般船舶 旅客又はばら積みのおの油以外の貨物その他の物品の海上輸送のための船舶類（ろかい又は主としてろかいをもつて運転するものを除く。）をいう。

- 五 タンカー所有者 タンカーの船舶所有者（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者がなくときは、船舶を所有する者）をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体があるときは、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。次号において同じ。）をいう。
- 五の二 一般船舶所有者等 一般船舶の船舶所有者及び船舶賃借人をいう。
- 五の三 排他的経済水域等 排他的経済水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。第七号の二イ及び第三十一条において同じ。）及び責任条約の締約国である外国の責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域をいう。
- 五の四 船舶油濁損害 タンカー油濁損害及び一般船舶油濁損害をいう。
- 六 タンカー油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。
- イ タンカー（ばら積み以外の油以外の貨物の海上輸送をすることができるとしてタンカーにあつては、ばら積み以外の油の輸送の用に供しているもの並びにばら積み以外の油の輸送の用に供した後当該タンカーのすべての貨物艙内に当該油が残留しない程度にその貨物艙を洗浄するまでの間において、ばら積み以外の油以外の貨物の輸送の用に供しているもの及び貨物を積載しないで航行しているものに限り。）から流出し、又は排出された油による汚染（貨物として積載されていた油又は燃料油（当該油が貨物艙内その他の国土交通省令で定めるタンカー内の場所に残留したもの及び当該油を含む混合物で国土交通省令で定めるものを含む。）による汚染に限る。）により生ずる責任条約の締約国の領域（領海を含む。第七号の二イ及び第三十九条の五第一項第二号において同じ。）内又は排他的経済水域等内における損害
- ロ イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害
- 七 タンカー所有者の損害防止措置費用等 タンカー所有者が自発的に前号ロに規定する措置を執る場合におけるその措置に要する費用及びその措置によつて当該タンカー所有者に生ずる損害をいう。
- 七の二 一般船舶油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。
- イ 一般船舶から流出し、又は排出された燃料油による汚染により生ずる我が国の領域内又は排他的経済水域内における損害
- ロ イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害
- 八 一単位 国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額をいう。
- 九 保険者等 この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害をてん補し、若しくは賠償の義務の履行を担保する者又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、若しくは賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者をいう。
- 十 国際基金 国際基金条約第二条第一項に規定する千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。
- 十の二 追加基金 追加基金議定書第二条第一項に規定する二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金をいう。

十一 制限債権 タンカー所有者又はこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約に係る保険者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権をいう。

十二 受益債務者 当該責任制限手続における制限債権に係る債務者で、責任制限手続開始の申立てをした者以外のものをいう。

(タンカー油濁損害賠償責任)

第三条 タンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害に係る油が積載されていたタンカーのタンカー所有者は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該タンカー油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 戦争、内乱又は暴動により生じたこと。

二 異常な天災地変により生じたこと。

三 専ら当該タンカー所有者及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 専ら国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の瑕疵により生じたこと。

2 二以上のタンカーに積載されていた油によりタンカー油濁損害が生じた場合において、当該タンカー油濁損害がいずれのタンカーに積載されていた油によるものであるかを分別することができないときは、各タンカー所有者は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該タンカー油濁損害が前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 前二項に規定するタンカー所有者は、タンカー油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた時におけるタンカー所有者とする。

4 第一項本文又は第二項本文の場合において、次に掲げる者は、その損害を賠償する責めに任じない。ただし、当該タンカー油濁損害が、これらの者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらこれらの者の無謀な行為により生じたものときは、この限りでない。

一五 (略)

六 第二条第六号ロに規定する措置を執る者(当該タンカーのタンカー所有者を除く。)及びその使用する者

5 (略)

(賠償についての参酌)

第四条 被害者の故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これを参酌することができる。

(タンカー所有者の責任の制限)

第五条 第三条第一項又は第二項の規定によりタンカー油濁損害の賠償の責めに任ずるタンカー所有者(法人であるタンカー所有者の無限責任社員を含む。以下同じ。)は、当該タンカー油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該タンカー油濁損害が自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながら自己の無謀な行為により生じたも

のであるときは、この限りでない。

(責任の制限の及ぶ範囲)

第八条 タンカー所有者の責任の制限は、当該タンカーごとに、同一の事故から生じた当該タンカーに係るタンカー所有者及び保険者等に対するすべての制限債権に及ぶ。

(制限債権者が受ける弁済の割合)

第九条 タンカー所有者がその責任を制限した場合には、制限債権者は、その制限債権の額の割合に応じて弁済を受ける。

(権利の消滅)

第十条 第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する損害賠償請求権は、タンカー油濁損害が生じた日から三年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。当該タンカー油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた日から六年以内に裁判上の請求がされないときも、同様とする。

(タンカー油濁損害賠償請求事件の管轄)

第十一条 第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する訴えは、他の法律により管轄裁判所が定められていないときは、最高裁判所が定める地の裁判所の管轄に属する。

(外国判決の効力)

第十二条 責任条約第九条第一項の規定により管轄権を有する外国裁判所がタンカー油濁損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は、次に掲げる場合を除き、その効力を有する。

一 当該判決が詐欺によつて取得された場合

二 被告が訴訟の開始に必要な呼出し又は命令の送達を受けず、かつ、自己の主張を陳述するための公平な機会が与えられなかつた場合

2 前項に規定する確定判決についての執行判決に関しては、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十四条第三項中「民事訴訟法第一百八条各号に掲げる要件を具備しないとき」とあるのは、「船舶油濁損害賠償保障法第十二条第一項各号のいずれかに該当するとき」とする。

(保障契約の締結強制)

第十三条 日本国籍を有するタンカーは、これについてこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約(以下この章において単に「保障契約」という。)が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、これについて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載

して、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約)

第十四条 保障契約は、タンカー（二千トン以下のばら積み等の油の輸送の用に供するタンカーを除く。）のタンカー所有者が当該タンカーに積載されていた油によるタンカー油濁損害の賠償の責めに任ずる場合において、その賠償の義務の履行により当該タンカー所有者に生ずる損害をてん補する保障契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

2 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タンカー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

4 (略)

(保険者等に対する損害賠償額の請求等)

第十五条 第三条第一項又は第二項の規定によるタンカー所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、タンカー所有者の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、保険者等は、タンカー所有者が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に対抗することができる。

3 第三条第五項、第五条本文及び第六条から第十条までの規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。

(保険者等に対する油濁損害賠償請求事件の管轄)

第十六条 前条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えは、第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所に提起することができる。

(保障契約証明書)

第十七条 国土交通大臣は、タンカー（責任条約の締結国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）について保障契約を保険者等と締結している者の申請があつたときは、当該タンカーについて保障契約が締結されていることを証する書面を交付しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、船名、保障契約の種類その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、保障契約の契約書の写し並びにタンカーの国籍及び総トン数を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項に規定する書面（以下この章において「保障契約証明書」という。）の交付を受けた者は、保障契約証明書を滅失し、若しくは損傷し、

又はその識別が困難となつたときは、その再交付を受けることができる。

- 5 保障契約証明書の交付又は再交付を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、保障契約証明書の有効期間、記載事項その他保障契約証明書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(保障契約証明書の記載事項の変更)

第十八条 保障契約証明書の交付を受けた者は、当該保障契約証明書の記載事項の変更があつたときは、その変更があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、次条の規定により当該保障契約証明書を返納しなければならないときは、この限りでない。

- 2 前項の届出があつたときは、国土交通大臣は、当該届出をした者に対し、新たな保障契約証明書を交付しなければならない。
- 3 前項の場合において、当該届出をした者は、遅滞なく、第一項の保障契約証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

(保障契約証明書の返納)

第十九条 保障契約証明書の交付を受けた者は、保障契約証明書の有効期間が満了し、又は保障契約証明書の有効期間の満了前に当該保障契約証明書に係る保障契約が効力を失い、若しくは第十四条の規定に適合しないこととなつたときは、遅滞なく、当該保障契約証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

(保障契約証明書の備置き)

第二十条 日本国籍を有するタンカーは、保障契約証明書が備え置かれていないものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該タンカーについて保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面が備え置かれていないものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(国際基金の訴訟参加)

第二十四条 第三条第一項若しくは第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する訴え又は第十五条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えが係属する場合には、国際基金は、当事者として当該訴訟に参加することができる。

- 2 民事訴訟法第四十七条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(国際基金への訴訟係属の通告)

- 第二十五条 前条第一項に規定する場合には、当事者は、国際基金にその旨を通告することができる。
- 2 民事訴訟法第五十三条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(国際基金に対する請求訴訟の管轄)

- 第二十六条 国際基金条約第四条第一項に規定する補償を求めるための国際基金に対する訴えは、第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所（その訴えがタンカー所有者の損害防止措置費用等のみについての補償を求めるものであるときは、タンカー所有者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地を管轄する裁判所）に提起することができる。

- 2 前項の訴えは、同一のタンカー油濁損害に関し、第三条第一項若しくは第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する訴え若しくは第十五条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えが第一審の裁判所に係属し、又は責任制限事件が係属する場合には、当該裁判所の管轄に専属する。

(外国判決の効力)

- 第二十七条 第十二条の規定は、国際基金条約第七条第一項又は第三項の規定により管轄権を有する外国裁判所がした確定判決について準用する。

(国際基金への資料の送付等)

- 第二十九条 国土交通大臣は、前条第一項又は第二項の報告があつたときは、その内容を経済産業大臣に通知した上、国際基金条約第十五条第二項に規定する事項を記載した書面を作成し、同項の規定により、これを国際基金に送付しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により作成した書面を国際基金に送付したときは、当該書面に記載された油受取人に、その者に係る当該書面に記載された特定油の量を通知しなければならない。

(国際基金に対する拠出)

- 第三十条 第二十八条第一項又は第二項の規定によりその受取量を報告すべき特定油に係る油受取人は、国際基金条約第十二条及び第十三条の規定により、国際基金条約第十条の年次拠出金を国際基金に納付しなければならない。

第五章 責任制限手続

(準用)

- 第三十条の三 前章（第二十二條、第二十三條及び第二十八條を除く。）の規定は、追加基金について準用する。この場合において、第二十六条第一項、第二十七條及び第三十條中「国際基金條約」とあるのは「追加基金議定書」と、第二十五條第一項中「前條第一項」とあるのは「第三十條の三において準用する前條第一項」と、第二十七條中「第七條第一項又は第三項」とあるのは「第七條」と、第二十九條第一項中「国際基

金条約第十五条第二項」とあるのは「追加基金議定書第十三条第一項の規定により国際基金条約第十五条第二項」と、第三十条中「第十二条及び第十三条」とあるのは「第十一条及び第十二条第一項」と読み替えるものとする。

(責任制限事件の管轄)

第三十一条 責任制限事件は、本邦内においてタンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に、排他的経済水域内においてタンカー油濁損害が生じたときは、知れている制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に、本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二条第六号に規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する。

(責任制限事件の移送)

第三十二条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号。以下「責任制限法」という。）の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。

(国際基金の参加)

第三十三条 国際基金は、最高裁判所規則で定めるところにより、責任制限手続に参加することができる。

(国際基金への責任制限手続係属の通告等)

第三十四条 責任制限手続が係属するときは、責任制限手続の申立てをした者、受益債務者又は責任制限手続に参加した者は、国際基金に対してその旨を通告することができる。

2 前項の規定による通告は、第三十八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

3 裁判所は、前項の書面を国際基金に対して送達しなければならない。

第三十五条 裁判所は、国際基金が責任制限手続に参加し、又は国際基金に対して前条第三項の規定による送達がされた場合において、第三十八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときはその変更に係る事項を記載した書面を、第三十八条において準用する責任制限法第三十一条第一項、第八十五条第一項又は第八十七条第一項の規定による公告がされたときはその公告に係る事項を記載した書面を、国際基金に対して送達しなければならない。この場合においては、責任制限法第十五条の規定を準用する。

(自発的に損害防止措置を執つた場合におけるタンカー所有者の責任制限手続への参加)

第三十六条 タンカー所有者は、自発的に第二条第六号ロに規定する措置を執つたときは、タンカー所有者の損害防止措置費用等について制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

2 (略)

(訴訟手続の中止)

第三十七条 第三十八条において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟が係属するときは、裁判所は、国際基金が当該訴訟に参加し又は当該訴訟に関し第二十五条第一項の通告を受けている場合にあつては原告の申立てにより又は職権で、その他の場合にあつては原告の申立てにより、その訴訟手続の中止を命ずることができ。

2 前項に規定する届出又は前条第二項において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定による届出がされた場合において、当該債権に関し、国際基金条約第四条第一項に規定する補償を求めるための国際基金に対する訴えが係属するときは、裁判所は、職権で、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

3 第一項の場合において原告の申立てにより訴訟手続の中止が命ぜられたときは、裁判所は、原告の申立てにより、当該訴訟手続の中止の決定を取り消すことができる。

(追加基金の参加等)

第三十七条の二 第三十三条から第三十五条まで及び前条の規定は、追加基金について準用する。この場合において、第三十五条中「前条第三項」とあるのは「第三十七条の二において準用する前条第三項」と、前条第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する第二十五条第一項」と、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と読み替えるものとする。

(責任制限法の準用)

第三十八条 この法律の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条、第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項	(略)	船舶油濁損害賠償保障法第三十八条において準用するこの法律
(略)	(略)	(略)

第十八条	制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第二十五条第二号において同じ。）の額が第七条第一項、第三項又は第五項	制限債権の額が船舶油濁損害賠償保障法第六条
(略)	(略)	(略)
第三十条第二項	第十九条第二項中「供託の日	船舶油濁損害賠償保障法第三十八条において読み替えて準用する第十九条第二項中「供託の日」
第四十七条第一項	の供託の日	の規定による決定に基づき供託する日（第三十条第二項において準用する制限債権
第四十八條第二項	制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）	制限債権
(略)	船舶油濁損害賠償保障法	この法律
(略)	同法	船舶油濁損害賠償保障法

(最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六章 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限

(一般船舶油濁損害賠償責任)

第三十九条の二 一般船舶油濁損害が生じたときは、当該一般船舶油濁損害に係る燃料油が積載されていた一般船舶の一般船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該一般船舶油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 戦争、内乱又は暴動により生じたこと。
 - 二 異常な天災地変により生じたこと。
 - 三 専ら当該一般船舶所有者等及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。
 - 四 専ら国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵により生じたこと。
- 2 第三条第二項及び第三項並びに第四条の規定は、一般船舶油濁損害の賠償について準用する。この場合において、第三条第二項中「タンカー

に」とあるのは「一般船舶に」と、「油に」とあるのは「燃料油に」と、同項及び同条第三項中「タンカー所有者」とあるのは「一般船舶所有者等」と読み替えるものとする。

(一般船舶所有者等の責任の制限)

第三十九条の三 前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定により一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる一般船舶所有者等(法人である一般船舶所有者等の無限責任社員を含む。)の当該一般船舶油濁損害に基づく債権に係る責任の制限については、責任制限法で定めるところによる。

第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約

(保障契約の締結強制)

第三十九条の四 日本国籍を有する一般船舶(総トン数が百トン以上のものに限る。以下この章において同じ。)は、これについてこの法律で定める一般船舶油濁損害賠償等保障契約(以下この章において単に「保障契約」という。)が締結されているものでなければ、国際航海(本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。)に従事させてはならない。

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、これについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港(東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。))及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域(以下この項及び第四十一条の二第一項において「特定海域」という。)を含む。第三十九条の七第二項において同じ。)に入港(特定海域への入域を含む。同項において同じ。)をし、本邦内の港から出港(特定海域からの出域を含む。同項において同じ。)をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約)

第三十九条の五 保障契約は、次に掲げる損害のいずれをもてん補する保険契約又はその賠償の履行及び費用の支払を担保する契約とする。

一 一般船舶の一般船舶所有者等が当該一般船舶に積載されていた燃料油による一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる場合において、その賠償の義務の履行により当該一般船舶所有者等に生ずる損害

二 一般船舶が座礁、沈没その他の事由により我が国の領域内に放置された場合であつて、当該一般船舶の一般船舶所有者等が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)その他法令の規定により当該一般船舶の撤去その他の措置を履行する責めに任ずるときにおいて、当該措置に要する費用の支払により当該一般船舶所有者等に生ずる損害

2 保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第一号に掲げる損害(同項各号に掲げる損害以外の一般船舶所有者等に生ずる損害を含むことができる。)をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任制限

法第三条第一項の規定に基づき当該一般船舶所有者等がその責任を制限することができるときは、責任の限度額（以下この条において「責任限度額」という。）に満たないものであつてはならず、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、その航行に際し燃料油を用いることを要しない一般船舶に係る保障契約は、第一項第二号に掲げる損害をてん補する保険契約又はその費用の支払を担保する契約とし、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の同号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

（準用）

第三十九条の六 第十七条から第十九条までの規定は、一般船舶に係る保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー」（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）とあるのは「一般船舶」と、第十八条第一項中「次条」とあるのは「第三十九条の六において準用する次条」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

（保障契約証明書に相当する書面の備置き）

第三十九条の七 日本国籍を有する一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、当該保障契約が一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて前二項に規定する保障契約証明書に相当する書面に代えることができる。

（適用除外）

第三十九条の八 この章の規定は、外国が所有する一般船舶については、適用しない。

第八章 雑則

（船舶先取特権）

第四十条 タンカー油濁損害に係る制限債権者は、その制限債権につき、事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に先取特権を

有する。

- 2 前項の先取特権は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。
- 3 商法第四百四十三条、第四百四十四条第二項本文及び第三項、第四百四十五条、第四百四十六条、第四百四十七条第一項並びに第四百四十九条の規定は、第一項の先取特権について準用する。
- 4 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第四百四十七条第一項の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

（締約国である外国における基金の形成の効果）

- 第四十一条 責任条約の締約国である外国において責任条約第五条の規定により基金が形成された場合においては、当該基金から支払を受けることができる制限債権については、タンカー油濁損害に係る制限債権者は、当該基金以外のタンカー所有者又は保険者等の財産に対してその権利を行使することができない。

- 2 責任制限法第三十四条から第三十六条までの規定は、前項の場合について準用する。

（保障契約情報）

- 第四十一条の二 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港（一般船舶にあつては、特定海域への入域を含む。以下同じ。）をしようとする特定船舶（二千トンを超えるばら積み油の輸送の用に供しているタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶をいう。以下この章及び第四十八条第六号において同じ。）の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、当該特定船舶に係るこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）の締結の有無その他の国土交通省令で定める事項（以下「保障契約情報」という。）を国土交通大臣に通報しなければならない。通報した保障契約情報を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該特定船舶のタンカー所有者若しくは一般船舶所有者等（以下この章において単に「所有者等」という。）又は船長若しくは所有者等の代理人もすることができ、
- 3 荒天、遭難その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりあらかじめ保障契約情報を通報しないで本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をした特定船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、入港後直ちに、保障契約情報を国土交通大臣に通報しなければならない。

（報告及び検査）

- 第四十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項又は第三十九条の七各項に

規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 (略)

(保障契約締結の命令等)

第四十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査の結果、当該特定船舶について第十三条若しくは第二十条又は第三十九条の四若しくは第三十九条の七の規定に違反する事実があると認めるときは、当該特定船舶の船長又は所有者等に対し、保障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、同項の是正のための措置が執られるまでの間、当該特定船舶の航行の停止を命ずることができる。

3 (略)

(適用除外)

第四十三条 この法律の規定は、公用に供するタンカー及び一般船舶については、適用しない。

(責務)

第四十三条の二 国土交通大臣は、船舶油濁損害の被害者の保護の充実を図るため、船舶油濁損害に関し、国際約束の適確な実施の確保及び関係者に対する適切な情報の提供に努めなければならない。

(権限の委任)

第四十四条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に行わせることができる。

第九章 罰則

第四十五条 第三十八条において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された管理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第三十九条の四第一項の規定に違反した者

二 第十三条第二項又は第三十九条の四第二項の規定の違反となるような行為をした者

三 偽りその他不正の手段により、第十七条第一項（第三十九条の六において準用する場合を含む。）に規定する書面の交付又は再交付を受けた者

四 第三十八条において準用する責任制限法第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者

五 第四十二条の二第二項の規定による命令に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条（第三十九条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十条第一項又は第三十九条の七第一項の規定に違反した者

三 第二十条第二項又は第三十九条の七第二項の規定の違反となるような行為をした者

四 （略）

五 第四十一条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして入港をした船長

六 第四十一条の二第二項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者（当該特定船舶が入港をした場合に限る。）

七 第四十一条の二第三項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

八 第四十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の罰金刑を科する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十八条第一項（第三十九条の六において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第三項（第三十九条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

○船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）

第五条 日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ為スコトヲ要ス

②（略）

○排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（排他的經濟水域）

第一条 我が国が海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸国の主権的權利その他の権利を行使する水域として、排他的經濟水域を設ける。

2（略）

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（監督処分）

第五十六条の四 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第一号に該当する者（国土交通大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者）又は第二号若しくは第三号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができ、第二号又は第三号に該当する者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 次の規定に違反した者

イ 第四十三条の八第一項若しくは第二項又は第五十五条の三の五第一項若しくは第二項

ロ 第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項

ハ 第三十七条第一項又は第三十七条の十一第一項

二 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者
三 詐欺その他不正な手段により第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者

- 2 第四十条の二第一項、第四十一条第一項又は前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ぜらざるべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 4 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第三項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 6 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 7 第五項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 8 第二項から第五項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第二項に規定する当該措置を命ぜらざるべき者の負担とする。
- 9 第四項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第三項の規定により保管した工作物等（第五項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物等にあつては国、都道府県知事が保管する工作物等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、港湾管理者が保管する工作物等にあつては当該港湾管理者に帰属する。

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（外国裁判所の判決の執行判決）

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

- 2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。
- 3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないうとき、又は民事訴訟法第百十八条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。
- 4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（外国裁判所の確定判決の効力）

第百十八条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- 四 相互の保証があること。

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（抄）

（船舶の所有者等の責任の制限）

第三条 船舶所有者等又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。

- 一 船舶上で又は船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権
- 二 運送品、旅客又は手荷物の運送の遅延による損害に基づく債権
- 三 前二号に掲げる債権のほか、船舶の運航に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）
- 四 前条第二項第三号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権を除く。）
- 五 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権（当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）

2 / 4 (略)

(責任制限事件の移送)

第十条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた他の責任制限事件若しくは船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。

第三章 責任制限手続

第一節 通則

(民事訴訟法の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）の規定を準用する。

(任意的口頭弁論及び職権調査)

第十二条 責任制限手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

2 裁判所は、職権で、責任制限事件に関して必要な調査をすることができる。

(抗告)

第十三条 責任制限手続に関する裁判に対しては、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につき利害関係を有する者は、即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して一月とする。

(公告)

第十四条 この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(公告及び送達をする場合)

第十五条 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならぬ場合には、送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。この場合においては、公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。

第二節 責任制限手続開始の申立て

(手続開始の申立て)

- 第十七条 船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等は、その責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。
- 2 船舶共有者は、各自責任制限手続開始の申立てをすることができる。

(疎明等)

- 第十八条 責任制限手続開始の申立てをするときは、制限債権に係る事故を特定するために必要な事実及び制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第二十五条第二号において同じ。）の額が第七条第一項又は第三項に規定する責任の限度額（以下「責任限度額」という。）を超えることを疎明し、かつ、知れている制限債権者の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

(供託命令)

- 第十九条 裁判所は、責任制限手続開始の申立てを相当と認めるときは、その申立てをした者（以下「申立人」という。）に対して、一月を超えない一定の期間内に、裁判所の定める責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日。次項において同じ。）まで年六パーセントの割合により算定した金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。
- 2 前項の責任限度額に相当する金銭は、供託の日において公表されている最終の一単位の額により算定するものとする。
- 3 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(供託委託契約)

- 第二十条 申立人が、裁判所の許可を得て供託委託契約を締結し、前条第一項の規定による決定において定められた期間内にその旨を裁判所に届け出た場合においては、当該契約に係る一定の額の金銭は、その期間内に供託することを要しない。
- 2 供託委託契約は、責任制限手続開始の決定があつた場合において、受託者が申立人のために一定の額の金銭及びこれに対する責任制限手続開始の決定の日から供託の日まで供託金に付される利息の利率と同一の率により算定した金銭を前条第一項の供託所に供託することを約する契約とする。
- 3 供託委託契約は、第一項の規定による届出があつた後は、裁判所の許可を得なければ、変更又は解除をすることができない。
- 4 銀行その他の政令で定める者でなければ、供託委託契約の受託者（以下単に「受託者」という。）となることができない。

(受託者の供託)

第二十一条 前条第一項の規定による届出がされた場合においては、受託者は、裁判所の定める日（次条第一項において「指定日」という。）までに供託委託契約に従つて供託し、かつ、その旨を裁判所に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により受託者がした供託は、申立人が供託者としてした供託とみなす。

（受託者が供託しなかつた場合の義務等）

第二十二条 前条第一項の規定による供託をしなかつた場合においては、受託者は、供託に代えて、指定日において供託すべき金銭及びこれに対する指定日の翌日から支払の日まで年六パーセントの割合により算定した金銭を管理人に支払う義務を負う。

2 受託者が前項の義務を履行しなかつた場合においては、裁判所は、管理人の申立てにより、その受託者に対して、同項の規定により支払うべき額の金銭を管理人に支払うべきことを命じなければならない。

3 前項の規定による決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

4 第二項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 管理人は、第一項の規定により受託者から金銭の支払を受けたときは、直ちに、これを第十九条第一項の供託所に供託し、かつ、その旨を裁判所に報告しなければならない。

6 前項の規定により管理人がした供託は、申立人が供託者としてした供託とみなす。

（他の手続の中止命令等）

第二十三条 責任制限手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、申立人又は受益債務者の申立てにより、責任制限手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、制限債権に基づく申立人又は受益債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行の手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

（却下）

第二十四条 申立人が破産者であるときは、裁判所は、責任制限手続開始の申立てを却下しなければならない。

（棄却）

第二十五条 次の場合においては、裁判所は、責任制限手続開始の申立てを棄却しなければならない。

一 手続の費用の予納がないとき。

二 制限債権の額が責任限度額を超えないことが明らかでないとき。

三 申立人が第十九条第一項の規定による決定に従わないとき。

第三節 責任制限手続開始の決定

(責任制限手続の効力発生の時)

第二十六条 責任制限手続は、その開始の決定の時から、効力を生ずる。

(開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十七条 裁判所は、責任制限手続開始の決定と同時に、管理人を選任し、かつ、次の事項を定めなければならない。

- 一 制限債権の届出期間。ただし、その期間は、決定の日から一月以上四月以下でなければならぬ。
- 二 制限債権の調査期日。ただし、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上二月以下の期間がなければならない。

(開始の公告等)

第二十八条 裁判所は、責任制限手続開始の決定をしたときは、直ちに、次の事項を公告しなければならない。

- 一 責任制限手続開始決定の年月日時及び主文
- 二 第十九条第一項の規定による決定に基づき供託された金銭又は第二十条第一項の供託委託契約に係る一定の金銭の総額
- 三 管理人の氏名及び住所
- 四 申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶、救助船舶又は救助者との関係
- 五 制限債権の届出期間及び調査期日
- 六 申立人又は受益債務者に対する制限債権をその届出期間内に届け出るべき旨の催告
- 2 管理人、申立人並びに知れている制限債権者及び受益債務者には、前項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

(抗告)

第二十九条 責任制限手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第二十三条の規定は、責任制限手続開始の申立てを却下し、又は棄却する決定に対して即時抗告があつた場合について準用する。

第三十条 責任制限手続開始の決定に対し前条第一項の即時抗告があつた場合において、第十九条第一項の規定による決定において定められた責任限度額又は事故発生の日を不当と認めるときは、裁判所は、申立人に対して、二週間を超えない一定の期間内に、増加すべき責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次項において準用する第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）まで年六パーセントの割合により算定した金銭又は増加すべき第十九条第一項に規定する年六パーセント

の割合により算定した金銭を供託し、かつ、その旨を責任制限裁判所に届け出るべきことを命じなければならない。

2 第十九条第二項及び第二十条から第二十二条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第十九条第二項中「供託の日」とあるのは、「第三十条第一項の供託の日」と読み替えるものとする。

(開始決定を取り消す決定の公告等)

第三十一条 責任制限手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

2 管理人、申立人並びに知れている制限債権者及び受益債務者には、前項の規定による公告に係る事項を記載した書面を送達しなければならない。

(開始決定が取り消された場合における供託金の取戻しの制限)

第三十二条 申立人は、前条第一項の決定が確定した日から起算して一月を経過した後でなければ、次条に規定する基金として供託された金銭を取り戻し、又はその取戻請求権を処分することができない。

(手続開始の効果)

第三十三条 責任制限手続が開始されたときは、制限債権者は、この法律で定めるところにより、第十九条第一項又は第三十条第一項の規定による決定に基づき供託された金銭、第二十一条第一項又は第二十二条第五項(第三十条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により供託される金銭及び第九十四条第一項の規定により供託される金銭並びに供託されたこれらの金銭に付される利息(以下「基金」という。)から支払を受けることができる。この場合においては、制限債権者は、基金以外の申立人の財産又は受益債務者の財産に対してその権利を行使することができない。

第三十四条 責任制限手続が開始されたときは、制限債権者は、制限債権をもつて申立人又は受益債務者の債権と相殺することができない。

(強制執行に対する異議の訴え)

第三十五条 申立人又は受益債務者は、第三十三条後段の事由を主張して制限債権に基づく強制執行の不許を求めるには、強制執行に対する異議の訴えを提起しなければならない。

2 請求異議の訴えに関する民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の規定は、前項の訴えについて準用する。

(担保権実行に対する異議の訴え)

第三十六条 申立人又は受益債務者は、第三十三条後段の事由を主張して制限債権に基づく担保権の実行の不許を求めるには、担保権の実行に対する異議の訴えを提起しなければならない。

2 前項の訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、担保権の目的である財産の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

3 民事執行法第三十六条及び第三十七条の規定は、第一項の訴えについて準用する。

第四節 責任制限手続の拡張

(手続拡張の申立て)

第三十七条 物の損害に関する債権のみについて責任制限手続が開始された場合においては、申立人又は受益債務者は、人の損害に関する債権について責任を制限するため、責任制限手続拡張の申立てをすることができる。ただし、制限債権の調査期日が開始された後は、この限りでない。

2 第十八条から第二十五条までの規定は、前項の申立てについて準用する。

(手続拡張の決定)

第三十八条 責任制限手続を拡張する決定においては、責任制限手続が人の損害に関する債権についても効力を及ぼす旨を定めるものとする。

2 前節(第二十七条中管理人の選任に関する部分を除く。)の規定は、前項の決定について準用する。

(受益債務者を申立人とみなす場合)

第三十九条 前条第一項の決定があつたときは、第八十二条から第八十四条まで、第九十条から第九十二条まで及び第九十四条の規定の適用については、責任制限手続拡張の申立てをした受益債務者は、申立人とみなす。

第五節 管理人

(権限)

第四十条 管理人は、制限債権の調査期日における意見の陳述、配当その他この法律で定める職務を行う権限を有する。

2 前項の職務を行うため、管理人は、申立人又は受益債務者に対して、必要な事項の報告又は帳簿その他の書類の提出を求めることができる。

(監督)

第四十一条 管理人は、裁判所が監督する。

(注意義務)

第四十二条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

(管理人代理)

第四十三条 管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管理人代理を選任することができる。

2 前項の規定による管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(報酬等)

第四十四条 管理人は、責任制限手続のため必要な費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(解任)

第四十五条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、又は職権で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(計算の報告義務)

第四十六条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその相続人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

第六節 責任制限手続への参加

(参加)

第四十七条 制限債権者は、その有する制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）をもつて責任制限手続に参加することができる。

2 制限債権を弁済した申立人又は受益債務者は、弁済の限度においてその制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

3 制限債権につき、将来、制限債権者に代位し、又は申立人若しくは受益債務者に対して求償権を有することとなる者は、その制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。ただし、制限債権者が責任制限手続に参加した場合における当該参加に係る制限債権については、この限りでない。

4 申立人又は受益債務者は、制限債権に基づき外国において強制執行をされるおそれがあるときは、その強制執行により支払をすべき制限債権の額についてその制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

5 前各項の規定により責任制限手続に参加しようとする者は、制限債権の内容その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければ

ならない。

6 第四項の規定により責任制限手続に参加しようとする者が前項の規定による届出をするときは、外国において強制執行をされるおそれがあることを疎明しなければならない。

(制限債権につき申立人及び受益債務者以外の方が全部義務を負う場合)

第四十八条 制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、その者のためにも責任制限手続が開始され、又は拡張されたときは、制限債権者は、責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時に有する制限債権の全額につき、各責任制限手続においてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、その者のために船舶油濁損害賠償保障法の規定により責任制限手続が開始されたときにおける同法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害に基づく債権（制限債権に該当するものに限る。）について準用する。

(金銭を目的としない債権等)

第四十九条 債権の目的が、金銭でないとき、又は金銭であつてその額が不確定であるとき、若しくは外国の通貨をもつて定められたものであるときは、その債権の額は、責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時ににおける評価額による。

(届出の期間)

第五十条 第四十七条第五項の規定による届出は、第二十七条（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所が定めた届出期間内になければならない。

2 第四十七条第一項から第四項までの規定により責任制限手続に参加することのできる者が、その責めに帰することのできない事由によつて届出期間内に届出をすることができなかつたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、届出期間が経過した後においても、届出をすることができる。ただし、制限債権の調査期日が終了した後は、この限りでない。

(変更の届出等)

第五十一条 責任制限手続に参加した者は、その届け出た事項に変更が生じたとき、又は届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならぬ。

2 前条の規定は、他の制限債権者の利益を害すべき変更の届出をする場合について準用する。

3 第四十七条第三項又は第四項の規定により責任制限手続に参加した者は、制限債権者に代位し、申立人若しくは受益債務者に対して求償権を取得し、又は制限債権につき支払をしたときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、届出の原因となつた事実を証明しなければならない。

(手続に参加した者の地位の承継)

- 第五十二条 責任制限手続に参加した者の届出に係る債権を取得した者は、その参加した者の地位を承継することができる。
- 2 前項の規定により承継しようとする者は、取得した債権その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、当該債権を取得したことを証明しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者の届出に係る債権を弁済した申立人又は受益債務者について準用する。

(届出の却下)

第五十三条 裁判所は、この節の規定によつてする届出が第四十七条第五項若しくは第六項、第五十条(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条第三項又は前条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反するときは、その届出を却下しなければならない。

- 2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(知れた制限債権者の届出義務等)

第五十五条 申立人及び受益債務者は、第十八条(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届け出た制限債権者以外の制限債権者で、まだ責任制限手続に参加していないものの氏名又は名称及び住所を知つたときは、直ちに、これを裁判所に届け出なければならない。ただし、制限債権の調査期日が終了した後を知つたときは、この限りでない。

- 2 第二十八条第二項及び第三項(第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定による届出に係る制限債権者について準用する。

(配当の前払の許可)

第五十六条 第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者の著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、当該参加した者の届出に係る債権が確定する前においても、管理人の申立てにより、又は職権で、管理人に対して、制限債権に対する配当の一部として基金から相当の金額を支払うことを命ずることができる。

- 2 管理人は、前項に規定する制限債権者から同項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちに、その旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その理由を裁判所に報告しなければならない。

第七節 制限債権の調査及び確定

(制限債権の調査)

第五十七条 制限債権の調査期日においては、届出のあつた債権について、制限債権であるかどうか、並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別を調査する。

(関係人の出頭)

第五十八条 申立人、受益債務者及び責任制限手続に参加した者並びにこれらの代理人は、制限債権の調査期日に出頭して、届出のあつた債権について異議を述べることができる。

(管理人の出頭)

第五十九条 制限債権の調査は、管理人の出頭がなければできない。

(異議のない制限債権の確定)

第六十条 制限債権の調査期日において管理人及び第五十八条に掲げる者の異議がなかつたときは、制限債権であること及びその内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別は、確定する。

(査定の裁判)

第六十一条 裁判所は、異議のあつた債権について、査定の裁判をしなければならない。

2 査定の裁判においては、当該債権が、制限債権でないときはその旨を、制限債権であるときはその内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別を定める。

3 査定の裁判は、当該債権を届け出た者及びその債権について異議を述べた者に送達する。

(管理人の調査等)

第六十二条 裁判所は、査定の裁判をするに当たり、管理人に対して、必要な事項について調査を命じ、又は意見を求めることができる。

(査定の裁判に対する異議の訴え)

第六十三条 査定の裁判に不服がある者(管理人を除く。)は、決定の送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、これを提起する者が、異議のあつた債権を届け出た者であるときは異議を述べた者を、異議を述べた者であるときは異議のあつた債権を届け出た者を、それぞれ被告としなければならない。

3 第一項の訴えは、責任制限裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ、開始することができない。

4 同一の債権に関し数個の訴えが同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

5 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判を認可し、又は変更する。

(訴訟手続の中止)

第六十四条 第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟（以下「手続外訴訟」という。）が係属するときは、裁判所は、原告の申立てにより、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、原告の申立てにより、前項の規定による中止の決定を取り消すことができる。

(手続外訴訟の管轄の拡張)

第六十五条 査定の裁判に対する異議の訴えが係属するときは、その訴えに係る債権を有する者及び申立人又は受益債務者間の当該債権に関する訴えは、責任制限裁判所に提起することができる。

(移送)

第六十六条 査定の裁判に対する異議の訴えが係属する場合において、その訴えに係る債権に関する手続外訴訟が他の第一審裁判所に係属するときは、責任制限裁判所は、申立てにより、その移送を求めることができる。

2 前項の規定による決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、手続外訴訟を責任制限裁判所に移送しなければならない。

3 前項の規定による移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができ。

(併合)

第六十七条 責任制限裁判所に査定の裁判に対する異議の訴えと手続外訴訟とが係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

第八節 配当

(配当)

第六十八条 基金は、第九十二条第五項（第九十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十三条第一項若しくは第三項の規定により支弁されるものを除き、配当に充てる。

(配当の時期)

第六十九条 管理人は、制限債権の調査期日が終了した後、遅滞なく、配当を行わなければならない。

2 制限債権の調査期日において異議があつたときは、管理人は、査定の裁判に対する異議の訴えの出訴期間を経過した後でなければ、配当を行うことができない。ただし、裁判所の許可を得たときは、この限りでない。

(配当表)

第七十条 管理人は、配当を行おうとするときは、配当表を作り、裁判所の認可を得なければならない。

2 配当表には、配当に加えるべき制限債権者の氏名、配当に加えるべき制限債権の額、配当することのできる金銭の額、配当率その他の最高裁判所規則で定める事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて記載しなければならない。

(配当表の認可の公告)

第七十一条 裁判所は、配当表を認可したときは、その旨を公告しなければならない。

(配当表に対する異議)

第七十二条 配当表の記載に不服がある者は、前条の規定による公告の日から二週間の不変期間内に、裁判所に対して、異議を申し立てることができる。

2 裁判所は、異議が相当であると認めるときは、管理人に対して、配当表の更正を命じなければならない。

3 異議についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(配当の保留の申出)

第七十三条 責任制限手続に参加した者は、配当表に対する異議申立期間の経過前に、管理人に対して、届出に係る自己の債権につき手続外訴訟が係属していること又は当該債権に基づく強制執行若しくは担保権の実行がされていることを証明して、配当の保留の申出をすることができる。

(配当の保留)

第七十四条 管理人は、次に掲げる債権については、配当を保留しなければならない。

一 前条の規定により配当の保留の申出がされた債権

二 第四十七条第三項又は第四項の規定により責任制限手続に参加した者の届出に係る債権で、第五十一条第三項の規定による届出がないもの

三 責任制限手続においてまだ確定していない債権で、前二号に掲げるもの以外のもの

(費用等の保留命令)

第七十五条 第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士又は弁護士法人の報酬で、その額が明らかでないものがあるときは、裁判所は、管理人に対して、基金につき相当額の保留をすることを命じ

なければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

(配当の効果)

第七十六条 責任制限手続に参加した者がその配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができることとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続外においては、当該参加した者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

(手続からの除斥)

第七十七条 届出に係る債権が手続外訴訟において制限債権でないことに確定したときは、当該債権は、責任制限手続から除斥される。

(保留された配当の実施)

第七十八条 第七十四条各号に掲げる債権について、次に掲げる事由が生じたときは、管理人は、遅滞なく、配当を実施しなければならない。

一 第七十四条第一号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、保留の申出をした者が配当を行うべきことを求めたとき。

二 第七十四条第二号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、第五十一条第三項の規定による届出があつたとき。

三 第七十四条第三号に掲げる債権にあつては、その内容が確定したとき。

(追加配当)

第七十九条 基金に新たに配当に充てることができる部分が生じたときは、管理人は、更に配当を行わなければならない。

2 管理人は、裁判所の許可を得て、一時前項の配当を行わないことができる。

(手続の終結)

第八十条 配当が終了したときは、裁判所は、責任制限手続終結の決定をし、かつ、その旨を公告しなければならない。

(損害賠償)

第八十一条 申立人又は受益債務者が第十八条（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十五条第一項に規定する届出義務に違反した場合において、責任制限手続終結の決定があつたときは、これらの者は、その義務に違反したことにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第九節 責任制限手続の廃止

(手続の廃止)

第八十二条 次の場合においては、裁判所は、申立てにより、又は職権で、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。ただし、第三号の場合において制限債権者を著しく害するおそれがあるときは、この限りでない。

一 第二十二條第二項（第三十條第二項及び第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に基づき受託者から金銭の支払を受けることができないことを管理人が証明したとき。

二 申立人が第三十條第一項（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に従わないとき。

三 申立人が第九十一條後段の規定による決定に従わないとき。

第八十三條 申立人は、知っている受益債務者及び責任制限手続に参加した者の全員の同意を得て、責任制限手続廃止の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。

第八十四條 申立人が破産手続開始の決定を受けた場合において、責任制限手続を続行することが破産債権者を著しく害するおそれがあるときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。ただし、配当表の認可の公告があつたとき、又は破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十五條第一項に規定する最後配当、同法第二百四條第一項に規定する簡易配当、同法第二百八條第一項に規定する同意配当若しくは同法第二百九條第一項に規定する中間配当の許可があつたときは、この限りでない。

(廃止の公告等)

第八十五條 裁判所は、責任制限手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2 第三十一條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(抗告)

第八十六條 責任制限手続廃止の申立てを却下し、又は棄却する決定及び責任制限手続廃止の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(廃止決定の取消しの公告等)

第八十七條 責任制限手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

2 第三十一條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(廃止決定の発効)

第八十八條 責任制限手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(廃止決定が確定した場合における供託金の取戻しの制限)
第八十九条 第三十二条の規定は、責任制限手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

第十節 費用

(費用負担の原則)

第九十条 第九十三条第一項又は第二項に規定するものを除き、責任制限手続のため必要な費用及び管理人の報酬(以下この節において「費用等」という。)は、申立人の負担とする。

(予納義務)

第九十一条 申立人は、責任制限手続開始の申立てをするときは、費用等として裁判所が定める金額を予納しなければならない。予納した費用等が不足する場合において、裁判所がその不足する費用等の予納を命じたときも、同様とする。

(申立人が予納命令に従わない場合における費用等の立替え等)

第九十二条 第八十二条第三号に該当する場合において、同条ただし書に規定する事由があるときは、費用等は、基金から立て替える。

2 前項の規定により立て替えた費用等については、管理人が、申立人から取り立てるものとする。

3 前項の場合においては、裁判所は、管理人の申立てにより、申立人に対して、第一項の規定により立て替えた費用等の額と同額の金銭を管理人に支払うべきことを命じなければならない。

4 第二十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

5 第二項の規定により取り立てるべき費用等の取立てが不能であるときは、当該費用等は、基金から支弁する。

(管理人の訴訟の追行の費用等)

第九十三条 管理人が査定 of 裁判に対する異議の訴えを追行するために必要な費用等及び弁護士又は弁護士法人の報酬は、次項に規定する費用を除き、基金から支弁する。

2 管理人が査定 of 裁判に対する異議の訴えを追行するために必要な費用のうち訴訟費用となるものは、基金から立て替える。

3 査定 of 裁判に対する異議の訴えについての判決において管理人の負担とされた訴訟費用は、基金から支弁する。

4 裁判所は、管理人の申立てにより、第一項の費用等及び報酬の額を定める。

5 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(管理人が取り立てた費用等及び訴訟費用の供託)

第九十四条 第九十二条第一項又は前条第二項の規定により立て替えた費用等又は訴訟費用を管理人が取り立てたときは、これを申立人のために基金として供託しなければならない。

2 第二十条第六項の規定は前項の規定により管理人がした供託について、第九十二条第五項の規定は管理人が取り立てるべき前項の訴訟費用の取立てが不能である場合について準用する。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)(抄)

(油等の排出の通報等)

第三十八条 船舶から次に掲げる油その他の物質(以下この条において「油等」という。)の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの(以下「特定油」という。)の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

二 油の排出(前号に掲げる特定油の排出を除く。)であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの

四 ばら積み以外の方法で貨物として輸送される物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるものの排出であつて、その量が当該物質の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの

2 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合において、船舶から前項各号に掲げる油等の排出のおそれがあるときは、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難があつた日時及び場所、海難の状況、油等の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、油等の排出が生じた場合に当該排出された油等が同項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと予想されるときは、この限りでない。

3・4 (略)

5 大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合には、第一項の船舶内にある者及び第三項の海洋施設等の従業者である者以外の者で当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長)は、第一項又は第三項の規定に準じて通報を行わなければならない。ただし、第一項の船舶の船長又は第三項の海洋施設等の管理者が通報を行ったことが明らかなきは、この限りでない。

6 (略)

7 油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がっていることを発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

(海上保安庁長官の措置に要した費用の負担)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれ又は当該船舶の沈没若しくは乗揚げにつき責めに任ずべき者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

5 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第二条第六号イに規定する汚染に該当するときは、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。ただし、その講じられた措置に要した費用の負担の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー油濁損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。

(指定海上防災機関の措置に要した費用の負担)

第四十二条の十六 (略)

2・11 (略)

12 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

一 前条第一項の規定による措置(船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに規定する措置(次号において「油濁損害防止措置」という。)に該当しないものに限る。)に要した費用

二 (略)

13 (略)

○ 船員法(昭和二十二年法律第百号) (抄)

(異常気象等)

第十四条の二 国土交通省令の定める船舶の船長は、暴風雨、流水その他の異常な気象、海象若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であつて、

船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十四条の十三 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一（三）（略）

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条若しくは第八百四十二条の先取特権、国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）第十九条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項の先取特権

五（略）

2（略）

○国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（抄）

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一（三）（略）

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条（救助者の先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶債権者の先取特権）、国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）第十九条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項（船舶先取特権）の先取特権

特権

五（略）

2（略）

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）

（申立ての手数料）

- 第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。
- 2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十六条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者）は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。
- 一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。
- 二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。
- 三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十二条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。
- 3 一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対して民事訴訟法第三百三十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。
- 4 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも納めなければならない。

（訴訟の目的の価額等）

- 第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。
- 2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。
- 3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。
- 4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。
- 5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一三の項及び一三の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。
- 6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一〇一六	(略)	(略)
一七	イハ (略) ニ 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て ホト (略)	五百円
一八・一九	(略)	(略)

○破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（他の手続の中止命令等）

第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。

一〇四 (略)

五 債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五章の規定による責任制限手続をいう。第二百六十三条及び第二百六十四条第一項において同じ。）

六 (略)

2〇6 (略)

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国（次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。）を原産地とする原油（以下「イラン産原油」という。）を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 タンカー 油賠法第二条第四号に規定するタンカーをいう。

二 （略）

三 タンカー所有者 油賠法第二条第五号に規定するタンカー所有者をいう。

四・五 （略）

六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七〜九 （略）

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害（以下「特定タンカー所有者損害」という。）を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ・ロ （略）

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者（以下「特定保険者」という。）がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等（当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。）についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。

イ〜ハ （略）

十二 手数料その他これに類する名目で特定タンカー所有者が特定保険者に支払う金銭の額が、当該契約の締結及び履行のために要する費用の額に相当する金額を超えないものであること。

十二 （略）

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）

（船舶油濁損害賠償保障法の一部改正）

第三百四十条 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の表第十九条第一項の項中欄中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改め、同表第三十条第一項の項中欄中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率」に、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜八十七 （略）

八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。

八十九〜百二十八 （略）

2 （略）